

じんけん

—子どもたちの未来のために—



「未来予想図」 大分市人権フォトコンテストの作品

同じなのは命の重み・・・違うのは個性・・・

かけがえのない存在を認め合い、

だれもが自分らしく生きることができる社会へ

学習資料41 じんけん ～子どもたちの未来のために～ の活用について

2016年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。第1条には「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現すること」と、この法律の目的が記されています。そして、第5条には「地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする」と示されています。

これを受け、2018年4月に大分市は「**部落差別の解消の推進に関する基本方針**」を、大分市教育委員会は「**部落差別解消のための大分市人権・同和教育基本方針**」を策定しました。

「部落差別解消のための大分市人権・同和教育基本方針」とは・・・

1 学校教育において

(3) 部落差別の解消に関する認識の深化

- ② 子どもが部落差別に対する思考力、判断力を身に付けるとともに、差別を温存・助長する考え方や意識に気付くことができる教育実践を推進

2 社会教育において

(2) 部落差別の解消に向けた学びの充実

- ① 部落差別についての認識を深めるための学びの場の拡充

※一部抜粋

子どもたちは学校で部落差別をはじめあらゆる差別の解消に向けて学んでいきます。**その学びの支えとなるのが大人の認識ではないでしょうか。**わたしたち大人が人権について正しく知り、自分の問題としてとらえ、家庭でも話題にしていくことが「子どもたちの明るい未来」へのスタートではないでしょうか。



「未来へ。」 大分市人権フォトコンテストの作品

人権って、なあに？

あなたは人権と聞いて、
どのようなことを思いうかべますか？
何かむずかしいことと思っていないか？
人権とは、誰もが生まれながらにして持っている
人間として幸せに生きる権利です



「愛」 大分市人権フォトコンテストの作品

も く じ

I 人権入門

- 「区別」と「差別」……………1
- 差別を生み出すもの①……………2
- 差別を生み出すもの②……………3
- 豊かな心を育てる……………5

II 様々な人権問題

- 現在もなお存在する深刻な差別 一部落差別(同和問題)一……………6
- 自分らしい人生を送るために 一女性の人権問題一……………20
- 一人ひとりを大切に 一子どもの人権問題一……………21
- その人らしさを認め合う 一障がい者の人権問題一……………22
- 生き生きと活動できる社会に 一高齢者の人権問題一……………23
- 隔離から共生へ 一HIV感染者・ハンセン病回復者等の人権問題一……………23
- 文化や習慣の違いを越えて 一外国人の人権問題一……………24
- 個人情報大切に 一インターネットによる人権侵害一……………25
- 性のあり方を考える 一性的少数者の人権問題一……………26
- 「貧困の連鎖」を断ち切る 一子どもの貧困の問題一……………27
- 会いたい!ただ一つのねがい 一拉致問題一……………27

III 人権が守られる社会へ

- 世界や国の動き……………28
- 大分市の人権・同和教育の取組①……………29
- 大分市の人権・同和教育の取組②……………31

I 人権入門

「区別」と「差別」

次のことは区別でしょうか、それとも差別でしょうか。区別と差別の違いは何でしょうか。考えてみましょう。



わたしたちの身のまわりには、区別に終わらず差別につながるものがたくさんあります。「区別」か「差別」かについては、明確な基準がなく、その境界線もあいまいなため、個人の主観に左右されがちです。そのことが、結果的に差別を引き起こす要因にもなっています。本人に責任があるかどうか、選択できるかどうか、選ぶことができるかどうか、互いに議論を尽くし、誰もが納得できるかどうか、**重要**です。

区別：ものの性質や状態を見極めその分けをすることや**順位をつける**こと

- 男性と女性に分けること
- 能力に応じて順位をつけること

差別：差をつけて取り扱うこと、分けへだてること

- 女性だから後でお風呂に入る
- 外国人だからマンションを貸してもらえない
- 長男だから親の面倒を見る

人間には、様々な違いがあります。その違いにより、社会参加の機会が不平等になったり規制されたりすると差別になります。

差別は、様々なかたちで、わたしたちのまわりにはあられます。しかし、いずれの場合も人権が守られていないという点では同じです。

差別は、次のようなとらえ方ではっきりさせることができます。

合理的な根拠もなく、一方的に

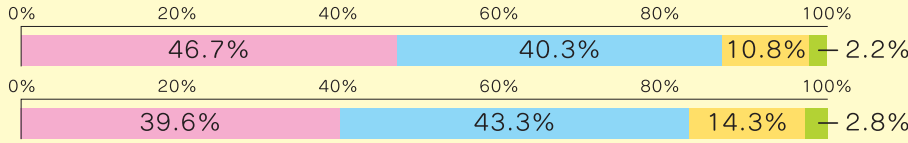
- 等しく幸せに生きたいという願いや要求をふみにじる
- 人間の誇りを傷つけ、軽視し辱める
- ことさら物事の道理を歪める
- 不平等な扱いをして不利益を強いる

「等しく、幸せに」という誰もがもつ願いを、合理的な根拠もなく一方的な力(不当な力)によって奪い、人間を軽視し辱めることが、差別なのです

差別を生み出すもの① -みんなが…、昔から…-

日本には、古くからの言い伝えや考え方がありますが、あなたの考えにより近いのはどれですか

結婚式を行う時、「大安」「仏滅」などにこだわる



2010年度大分市
「人権に関する市民意識調査」から
2015年度大分市
「人権に関する市民意識調査」から

■ 当然のことである ■ おかしいと思うが自分だけ反対しても仕方がないと思う ■ 間違っていると思う ■ 無回答・不明

六曜

「祝い事」を行う時、「大安」などを選ぶ習慣があります。

「人権に関する市民意識調査」の前回(2010年実施)と今回(2015年実施)の結果を比較すると、「結婚式を行う時、『大安』『仏滅』などにこだわる」という問いに、「当然のことである」と回答した人は7.1ポイント減り、「間違っていると思う」と回答した人は3.5ポイント増えていることから、六曜について理解が進んでいると考えられます。

六曜は、日の順番を表すものとして考えられたと言われており、旧暦の各月1日は固定されています。例えば旧暦の1月と7月の1日は先勝となっており、先勝の次からは、友引、先負、仏滅、大安、赤口、先勝…と、同じ順序で繰り返すようになっています。

この六曜は鎌倉末期から室町時代にかけて中国から伝わったとされていますが、もともと日の吉凶を示すものではありませんでした。当初、「仏滅」は「空亡」と表現されており、ただ単に「よくない

という意味に過ぎず、現在の「仏滅」という表現とは似ても似つかないものだったといわれています。同様に「友引」についても文字の組み合わせから受けとる感じにとらわれ、本来もっていた意味が時代とともに変化してきました。明治時代に入ると新政府は、従来の太陰暦を太陽暦に変更するにあたり、日の吉兆を迷信として否定する方針を打ち出しました。しかし、このような禁止令にもかかわらず、暦に記入され続け、今日に至っています。一般的には仏教との関係もないとされ、科学的な根拠もありません。なお、現在の中国では全く使われていません。

丙午迷信

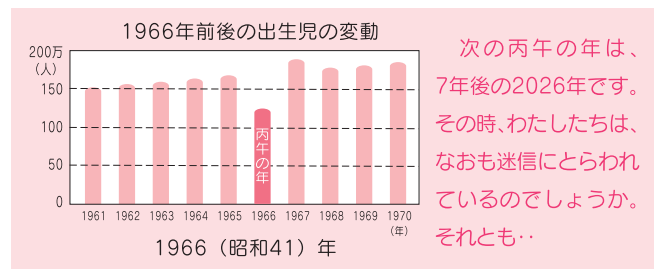
丙午は、干支の一つで、60年に一度回ってくる年です。「この年に生まれた女性は、男性を不幸にする」というわさが江戸時代の中ごろから広がり、結婚できないことを苦にして自ら命を絶つ女性までいたそうです。

前回の丙午の年(1966(昭和41)年)の出生数を見ると、科学が進歩した近年でも、かなりの人がこだわって出産をひかえていることが下のグラフからもわかります。



※六曜の読み方は、「明鏡国語辞典第二版」(大修館書店)を参考にしています。

旧暦の
1月7月の1日は「先勝」
2月8月の1日は「友引」
3月9月の1日は「先負」
4月10月の1日は「仏滅」
5月11月の1日は「大安」
6月12月の1日は「赤口」と決まっています。



わたしたちの身のまわりには、さまざまな慣習があります。多くは、幸福を願い、不幸をさけようとする意識から生まれ、受け継がれてきたものです。この中には、「みんながしているから」「昔から言っているから」などの理由で、こだわったり、気になったりして、避けようとする心が生まれるものもあります。その心が差別を温存・助長したり、人権侵害(丙午生まれの女性との結婚を避ける、部落差別、仲間はずし、風評被害など)へとつながっていったりする場合があるのです。

一人ひとりが、「みんなが…」「昔から…」という理由だけで判断するのではなく、その根拠などを絶えず吟味しながら、様々な人の行動を認めることが、人権尊重の社会をつくることにつながっていくのではないのでしょうか。

差別を生み出すもの②

「福島県民お断り」(第36回全国中学生人権作文コンテスト 法務省人権擁護局長賞 作品)

「福島県民お断り」それは、福島県民の私に大きなショックを与えるものでした。小学三年生まで、私は福島県南相馬市で生まれ育ちました。南相馬といえば野馬追が有名で、昔からの歴史を大切にしている町です。私は、そんな南相馬の町や人が大好きでした。しかし五年前、東日本大震災の影響で原子力発電所が爆発し、全てが変わりました。放射能の影響から、相馬市は一夜にして人の住めない町になってしまいました。

この事故の影響で、私は家族と一緒に、親戚がいる栃木県に避難することになりました。ところが、その途中に寄った店で、とても衝撃的なものを見ました。それは、駐車場に停めてあった車に、「福島県民お断り」と書かれたステッカーを貼った車があったのです。私はそれを見て、これからの事が不安だったこともあり、「え？」とただただパニックになり、意味を理解したとき、悲しい気持ちになりました。

震災から五年が経過した現在でも、福島県に対する偏見はまだ消えていません。それは、祖母の知人が熊本地震の際に、支援物資を届けに行ったことでした。

決して近いとはいええない熊本に、福島から行ったのにも関わらず、「福島の物資はいらない」と現地の方々拒否されたそうです。現地の方々も、放射能の被害を恐れての発言だったのでしょうか。しかし、被災した方々のために、直接届けに来てくれた人に向かってどうしてそのような心ない言葉が言えるのだろうかとうなさがこみ上げてきました。

結局、その場所では物資を受け取ってもらえず、別の場所で受け取ってもらったそうです。この話を聞き、福島県の風評被害は今なお続いているのだと恐ろしい気持ちになりました。同じ日本人なのに、どうして福島県から来ただけで、このようなひどい言葉をかけられなければならないのでしょうか。私が育った町や人が否定されるならば、私の今までの人生までも否定されている気がしました。

震災後、私は自分の気持ちを人に話すことが苦手になってしまいました。「福島県民だ」という周りの人達の視線がとても気になったからです。しかし、そんな私の心を、新たな出会いが変えてくれました。

小学五年生の時、私は宮城県の女川町に引っ越

してきました。見知らぬ土地での生活はとても不安で、これからどんなことが待っているのか心配でたまりませんでした。また「福島県民だ」と悪者扱いでもされるのかと思っていました。

自己紹介を終えて指定された席に着くと、周りは男の子達でした。するとその中の一人が、私に「福島から来たんでしょ?」と聞いてきました。私はその質問にひどく動揺し、この後何か言われるのだろうかと思いました。しかし、聞こえてきたのは私の想像するものではなく「大変だったね」という気づかいの言葉でした。他の子達も「友達にならない?」「一緒に遊ぼう」などと、とても優しく接してくれました。

女川町もまた、震災で大変な被害を受けました。友人の中にも、津波で家や家族を亡くした人がたくさんいました。それでも、明るく毎日を過ごしている友人を見て、女川の人たちの力強さを感じました。同時に、苦しい思いをしているのは自分だとばかり主張して、ふさぎ込んでいたのが「なんだ、この人達の方が辛かったんじゃないか」と思い、自分が情けなくなりました。女川町の人達は本当に強い人ばかりで、何度も助けられました。

私がここまでの体験で感じたこと、それは「偏見」と「共感」です。「偏見」とは、自分の勝手なものさしで周りのものを判断することです。相手の気持ちを無視した、とても自分勝手な行動だと思います。皆さんは、人と関わる時、偏見をもって接することはないでしょうか。「あの人はテストの点数が悪いから頭が悪い」や「あの人は口数が少ない人だから暗い人だ」など、ちょっとした偏見で他人を見ることは誰にでもあることだと思います。しかし、その偏見が無意識のうちに人を傷つけるということを忘れてはならないと思います。

逆に「共感」とは、相手のことを思いやり、相手の立場に立って行動することです。私が女川に来てから、私の心に寄り添ってくれた友人たち。私の痛みを自分の痛みとして捉え共に乗り越えようとしてくれたことにとても感謝しています。だからこそ、自分もまた、傷ついている人がいたら共感し、手を差し伸べることのできる人間になりたいと思うようになりました。私は将来、自分を救ってくれた人達のように、苦しむ人の小さな助けになりたいです。

震災から8年がたった今現在でもなかなか風評被害や、偏見はなくなりません。わたしたちは、偏見と共感のどちらを選択するのでしょうか。偏った情報だけにまどわされず、正しい知識をもつことが大切なのです。

－ステレオタイプ－

わたしたちは、特定の集団や人に対して、単純化したイメージを持ちがちです。その内容は様々ですが、例えば、「都会の人は洗練されている」といった肯定的なものから、「都会の人は冷たい」といった否定的なものまであります。このような固定化されたイメージを**ステレオタイプ**といいます。ステレオタイプは誤りに気がついたり、多様な角度から事実を知ったりすることにより修正されていきます。しかしながら、修正されなかったステレオタイプは偏見へとつながることがあ

ります。

「偏見とは、ある集団に所属している人が、単にその集団に所属しているからとか、それゆえにまた、その集団の持っている嫌な特質をもっていると思われるとかいう理由だけで、その人に対して向けられる嫌悪の態度、ないしは敵意ある態度である」(G.W.オルポート「偏見の心理」より)とされています。そして、このような偏見が現代社会における差別を温存している1つの要因だと指摘されているのです。

－ステレオタイプが作用するもの－

つくりかえられる自分

わたしたちが他者に対して抱く期待が、現実のものになっていくという現象を自己成就予言といいます。例えば、「女性は数学が苦手である」というステレオタイプが、女性の数学に対する苦手意識をつくりあげ、数学の得点が低くなるという現象が指摘されています。さらに、遊びで血液型性格判断をしている人の性格が、その人の血液型のステレオタイプに近づいていくという現実もおこっています。

子どもたちに対してマイナスのステレオタイプを持って接することにより、その子はその通りになってしまう恐れがあるのです。

強められる思い込み

人の記憶は曖昧なため、思い出す際に、自分自身が意味づけした内容に近い形で強調される傾向があります。

例えば、ある子どもに対して「生活態度が良い」というイメージが一旦形成されると、そのイメージに合致する情報のみが印象に残り、良いイメージが一層強調されるようになります。もし、その子どもがイメージと合致しない行動をとったとしても、「この子には、こんな部分もあるのか」などと例外扱いし、イメージの悪化にはつながらないという傾向が指摘されています。

－ステレオタイプを少なくする－

ステレオタイプは、誰しものが少なからずもっています。それをなくそうとするのではなく、まず自分にもそのような傾向があると自覚することが必要です。

1. 批判的思考をすること

「みんながやっている…」「昔からやっている…」からといって同調していると、いわば思考停止状態になってしまいます。情報として知ったことを自分自身で本当のことなのか考え確かめていくことが大切です。

2. 多様性を認めること

自分に様々な面があるように、相手にも様々な面があるものです。一面だけを見て相手を判断す



「ずっとこのままで」 大分市人権フォトコンテストの作品

るのではなく、いろんな視点から見て考えることが、相手への理解を深めることにつながります。

3. 想像力をはたらかせる

「一番伝えたいことは、一番言えないこと」という言葉があります。想像力をはたらかせ「もし自分だったら」と相手の立場になって考えることで、相手への接し方も見えてきます。そして、そのことがより良い人間関係づくりにつながっていくのです。

豊かな心を育てる

豊かな心を育てるために — 今、注目されている自尊感情 —

わたしたちは、世界にひとりしかいない自分自身を、かけがえのない存在であると自覚することが大切です。この自分自身をかけがえのない存在として認め、欠点も含めて自分自身を大切にする気持ちを**自尊感情**といいます。

失敗もするけれど、完全ではないけれど、精一杯^{せい いっ ぱい}生きている自分を受け入れることができたとき、他の人の不完全さや、失敗も受け入れることができます。

そのため、自尊感情はすべての人の人権を尊重する基本となる意識であると言えます。自尊感情は、子どものころから育まれると言われていきます。特に、自分の身近な人が自分を認めてくれる、自分の気持ちをわかってくれるという感覚は、自尊感情の基礎となるものです。例えば、幼い子どもがどんなに泣き叫んでも、そのことを丸ごと受け入れる親の態度、「無条件の受容」が自尊感情を育てていく上で欠かせません。甘えることにより得られる安心感が、その後の自立や成長に向けての重要な土台になっていくからです。



「もっともっと遊びたい」 大分市人権フォトコンテストの作品



「好奇心」 大分市人権フォトコンテストの作品

話を聴くことで…

子どもの話をゆっくりと聴いてあげたい。でも毎日が忙しく、あわただしく時間が過ぎていく中でその難しさも感じて実践できずにいる、これが多くの方の本音かもしれません。

しかし、「聴く」際に**最も大切なことは、心と体を傾けて最後まで聴くこと**だと言われていきます。話を途中で遮ったり、アドバイスをしたりするのではなくて最後まできちんと聴くことで、子どもの感情を理解することができるからです。そしてそれは、子どもに「自分の存在の肯定」を感じさせ、安心感を与えることにつながっていきます。さらに、安心感は、子どもに「自分は大切にされている」という気持ちを生み、自尊感情を高めると言われています。

「落ち着いて話をしたり、聴いたりする」、「言われなくても進んで勉強する」、「友だちに優しくする」といった姿を大人は望み、つい子どもにそれを求めてしまいがちです。大人のゆっくりと話を最後まで聴く姿が、実はそのような子どもの姿につながっていくということなのです。休日など時間を見つけて実践してみてもはどうでしょうか。

Ⅲ 様々な人権問題

すべての人間は、生まれながらにして、自由・平等であり、人間らしく生きる権利を持っています。このことは、誰も侵すことができない永久の権利として憲法に定められています。では、本当に、わたしたちの社会は、このような権利が十分に尊重されているといえるでしょうか。わたしたちの身近な生活の中で、人権が不当に侵されている事実はたくさんあるのです。

現在もなお存在する深刻な差別 — 部落差別（同和問題） —

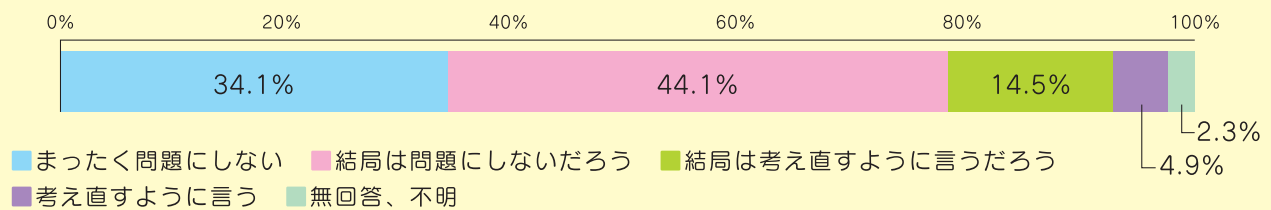
明治時代になって、江戸時代の身分制度は廃止されました。しかし、武士、百姓、町人とは別の身分とされた人たちが、生まれた場所や住んでいる場所などの理由だけで、現在でも避けられるという差別が起っています。これを部落差別（同和問題）といいます。だれもが生まれながらに持っている権利が奪われてしまうという大変な問題です。

「いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」
1965(昭和40)年「同和对策審議会答申」から

依然としてある差別

仮に、あなたのお子さんが、恋愛をし、結婚したいと言っている相手が同和地区出身者だとわかった場合

①あなたはどんな態度を取るとお考えですか



②あなたの親戚はどんな態度を取るとお考えですか



2015年度大分市「人権に関する市民意識調査」から

「人権に関する市民意識調査」によると、自分の子どもと同和地区出身者の結婚について、自分がとる態度として「まったく問題にしない」とする人は34.1%にとどまっています。さらに、親戚が「誰もそれを問題にしないだろう」とする人は17.4%にすぎず、同和問題の根深さがうかがえます。

さらに、同和問題に関して「特に問題は起きていない」と思っている人は9.5%で、60%弱の人は同和地区出身者に対して、何らかの差別があることを認識しています(P15参照)。

部落差別の現状

結婚差別

結婚をする際に家柄にこだわる慣習があります。そのような意識が強い場合、同和地区出身者と結婚すると血縁関係が生じるため、家族や親戚が結婚を反対することがあります。同和地区出身者と分かると結婚を許さなかったり、無理矢理、結婚当事者同士を引き離したりすることも行われてきました。そのため、仮に結婚できたとしても、それは親族の祝福がない駆け落ち同然のことも多くありました。また、結婚差別を受け、自ら命を絶つという悲しい事件も起きました。探偵社や興信所に身元調査等を依頼し、同和地区出身者であるかどうかを確認するという差別的な行為も行われていたのです。

就職差別

採用に際して本籍を調べる慣習は、身元を確認するために明治時代の頃からあったといわれています。しかし、調査結果には偏見や風評が入りやすく、真実がゆがめられることがありました。同和地区に対する偏見が社会の中に根強く残っていたため、同和地区出身であるという理不尽な理由だけで不採用とする差別選考が行われ、青年たちの夢を奪ってしまう事件が起こっていたのです。

戦後、人権を尊重することの大切さが社会に浸透し、このような差別選考の問題が指摘されるようになったのですが、人々の中にある差別意識が解消されていなかったため、ひそかに探偵社や興信所に身元調査を依頼する企業が後を絶たなかったのです。

部落地名総鑑事件

戸籍法一部改正(1976(昭和51)年)により身元調査が困難になると予想した業者が全国各地の被差別部落の地名、所在地、戸数等を記載した書籍をひそかに販売。220社もの企業が購入していたことが(1975(昭和50)年)12月の人権週間のさなかに発覚した。

このような差別的な身元調査が行われる中、探偵社や興信所には同和地区の情報が集まり、「部落地名総鑑」という差別図書が生み出されました。作成販売者の証言によると、結婚や採用で同和地区出身かどうかを調査することが多かった経験から、「部落地名総鑑」を出せば売れると考えたことが動機だったようです。企業自体が同和地区に対する差別体質を持っていたために、採用における同和地区出身者を排除するのに使っていました。また個人の場合は結婚相手の身元を調べるのが目的でした。このことが大きな事件として取り上げられ、部落地名総鑑は全て回収されました。その後も減ってきたとはいえ、依然として身元調査等が行われています。

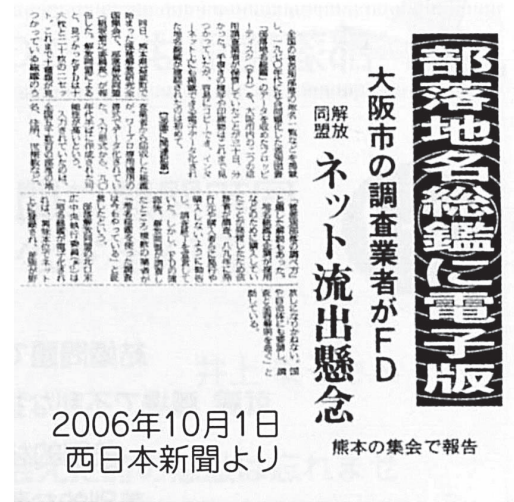
～結婚をめぐる～

2008(平成20)年9月、近畿地方のある県で、男性の結婚をめぐる、親族と名乗る女性が、相手の女性の身元調査を、電話で市役所に問い合わせるといった差別事件が発生しました。電話は一方的で、地名を告げ「同和地区かどうか教えてほしい」と言ってきました。理由を聞くと「結婚を考えているので出身地を知りたい、どこで聞けば教えてもらえるのか」と述べ、「どこでも、そういったことはお教えできません」と答えると、「教えてくれないなら、早く言ってくれればいいのに」と言って電話は切れたそうです。

情報化社会の中で

2006(平成18)年10月、部落地名総鑑の電子版が見つかったと新聞で報道されました。全国の被差別部落の地名、住所、世帯数などのデータを取めたフロッピーディスクを、大阪市内の二つの信用調査業者が保管していたとのこと。

このことは、身元調査などが今現在も行われていることを物語っていると同時に、大量の差別情報がインターネットによって瞬時にばらまかれる可能性も含んでおり、深刻な問題であると言えます。

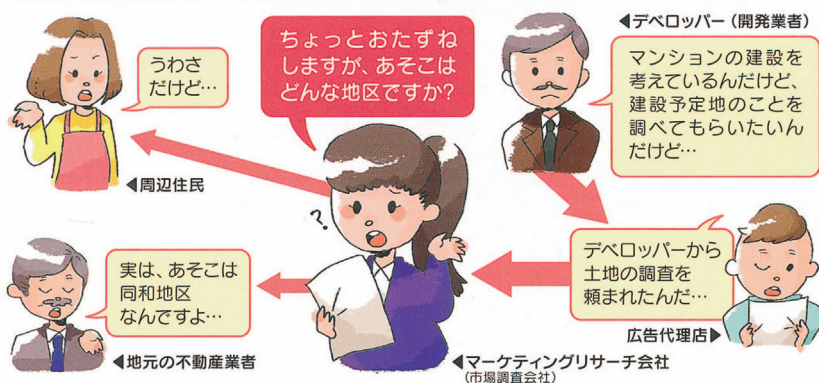


土地差別－同和地区かどうか－

- 2002(平成14)年4月、西日本のある建設会社社員が、同和地区を市役所に問い合わせる
- 2004(平成16)年5月、大手企業社員が顧客の引越し先が同和地区であることを告げる
- 2007(平成19)年7月、大阪市内の調査会社が、マンションなどの建設予定地周辺の立地条件を調査する際に同和地区の所在地などを詳細に調べ依頼主に報告していたことが判明する
- 2011(平成23)年2月、東京都内の不動産会社の社員が、顧客からの依頼を受け、同和地区を区役所に問い合わせる

戸籍をめぐる問題と重なるものとして、近年発覚している「土地差別調査事件」があります。「土地差別調査」とは、不動産の取引や購入、賃貸などにあたって、その物件と同和地区との関係をたずねたり、調べたり、教えたりすることです。2007(平成19)年には、調査会社が、同和地区の所在地などの情報を報告書としてまとめ、依頼主に提出していたという事件が発覚しました。

土地差別調査の実態①「調査依頼」

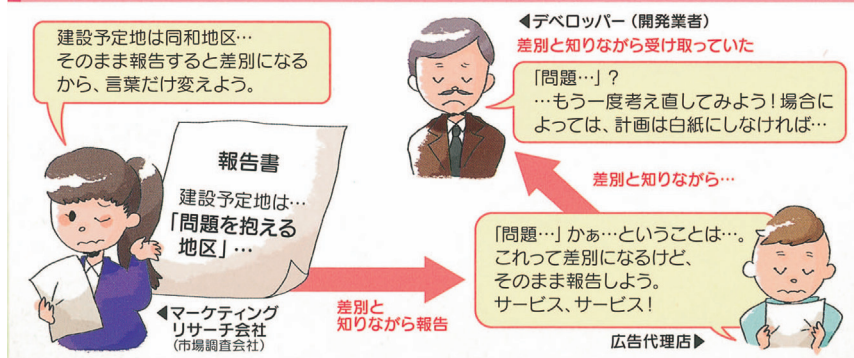


事件を起こした調査会社、広告代理店、デベロッパー(開発業者)はもちろんのこと、それを求める市民の姿が見えてきます。人々のなかに根強くある忌避意識の存在は、同和地区の土地に対する差別が今日なお厳しく残されている現実を浮かび上がらせています。

結婚差別、就職差別、土地差別に共通するのは、「自分が同和地区出身者と見なされたくない」という心の奥底にある意識です。

このような「避ける意識」は、差別が現実にあるということが前提となります。差別があるということは、差別に苦しんでいる人がいることを忘れてはいけません。はいではないでしょうか。

土地差別調査の実態②「調査報告」



部落差別の歴史① ～古代から中世～

差別された人々

中世(鎌倉時代～室町時代)になると、「ケガレ」が生じたら、それを「キヨメ」(清め)ることが必要という考え方が広がり、「キヨメ」にたずさわると人々があらわれるようになりました。彼らは寺社に仕えて、「葬送」「死牛馬の処理」「行刑」「造園」「掃除」などの役目をはたしましたが、これらは、いずれも「キヨメ」であり、このようなことは社会生活を送るうえで、どれも大切な役目であったことはいまでもありません。ところが当時の人々は、このような「キヨメ」にたずさわると人々を特別視して、差別するようになったのです。

そのような中世の被差別民の代表が「河原者」と呼ばれた人々です。記録では、平安時代の中頃に登場しますが、その呼び名は河川の近くに住んだことによると言われています。中世においては、無税の地であった河原には、ききんなどにより生活の糧を失った人々に移り住み生業を営んでいたのです。ちなみに、いつも洪水などの自然災害に見舞われる河原などは、人智・人力の及ばない神の手にゆだねられた神聖な場所という観念があったと説く学説もあります。

古代からあった「ケガレ」の意識

「ケガレ」というのは、特定の人や物、場所などをけがれているとして、嫌い避けようとする観念で、古代から世界の各地で見られました。日本では3世紀前後、邪馬台国のころ「水浴」をして死の「ケガレ」を祓う風習があったことが「魏志倭人伝」によって伝えられています。平安時代には、人や特定の動物(牛、馬、羊、犬、豚、鶏)が死んだ際や出産の時などに一定の「ケガレ」が生じ、また、けがれたものや人に直接接触したりすると、それが伝染する(927年「延喜式」)と考えられていました。さらに、謀反を起こしたり神社や神物を汚損したりすると「ケガレ」が生じるとされ、「ケガレ」に触れた人は、ある一定の期間、神社に参ったり神事に参加したりすることは慎まなければならないとされました。

日本文化の創始者

能楽や日本庭園は、日本文化を代表する伝統文化です。能楽といえば世阿弥の名が浮かびますし、その父でもある観阿弥もまた有名です。この親子は、南北朝から室町時代にかけて活躍し、能楽を不動の地位に築き上げました。とくに世阿弥は50余曲の作品を残し、その多くは今でも演じられ中世人の情感を伝えてくれています。また、「山を築き、水を引く」技術においては比喩ものなしと賞賛された善阿弥は、庭園作りの名手でした。これらの人々は、河原者の出身ですが、文化創造の「特別の能力」を持った人として畏怖の念で見られ、将軍などから保護を受けて活躍しました。

中世の末、戦国時代になると武具や馬具の需要がことのほか多くなりました。戦乱の世の必需品だからです。これに使う皮革の需要と技術も大いに高まりました。これに応えたのが、皮なめしや革製品づくりの技術に長じていた人々です。「かわた」と呼ばれた革産業にたずさわった人々は、戦国大名の求めに応じながら、その職能を高めていきました。

～伝統文化の創造～

銀閣や龍安寺の庭園のような、石や立ち木をたくみに配置した庭園がつくられました。これに力を発揮したのは河原者とよばれていた人々でした。能楽や庭園など、この時代の芸能、建築に優れた才能や技術を発揮したのは、このころ身分的に差別をされていた人々でした。



龍安寺 庭園

部落差別の歴史② ～近世～

身分による厳しい差別

太閤検地や刀狩などによって定まった身分は、江戸時代になってさらに強まりました。身分は、武士と百姓、町人に大きく分かれ、これらの身分とは別に、えた身分、ひにん身分などがありました。

えた身分は、農業に従事して年貢を納めるとともに、死んだ牛馬の解体や皮革業、雪駄生産、芸能なども行っていました。そして役目として犯罪者の捕縛や牢番などの役人の下働きを務めました。ひにん身分も、役人の下働きを務め、芸能などで生活しました。これらの身分の人々は、他の身分から厳しく差別され、村の祭礼へ参加することができませんでした。

さらに、差別された人々には、「ケガレ」意識を生み出し忌み嫌われるような役目(死んだ牛馬の処理をして革を納めることや火葬、埋葬など)も

課せられていたため、差別意識は一層強められたのでした。

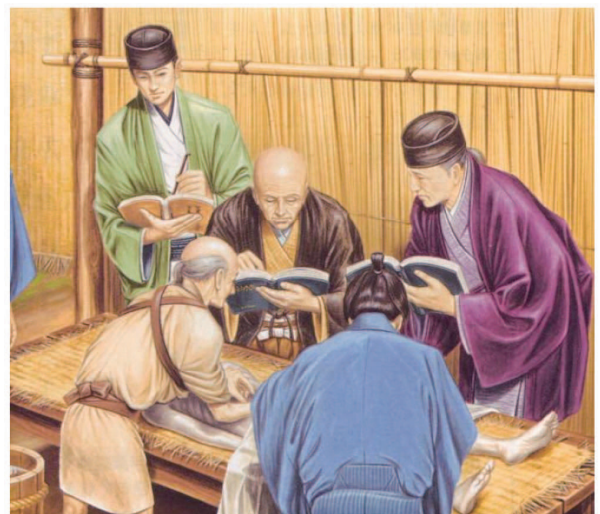
また、幕府や藩により、住む場所や職業も制限され、服装をはじめ、様々な束縛を受けました。これらのことは、えた身分、ひにん身分とされた人々への差別意識を強める働きをしました。これは、それぞれの身分のあるべき姿を強め、社会全体の秩序を引き締めるためでした。この結果、百姓身分の人々が優越感をいただき、幕府や藩への不満をそらすことにもなりました。また、差別された人々の中にも差別をつくっていきました。ひにん身分は、えた身分より低い位置とされていましたが、「足抜き」と言って、元の身分に戻ることができる余地を残したのです。これは、差別されていた人々を互いに差別させるという巧妙な政策でした。

社会や文化への貢献

差別が強まる一方で、差別された人々は、農業を営みながら暮らしに必要な生活用品を専門につくったり、伝統的な芸能を伝えたりするなど、日本の社会や文化を支える一役を担い、なくてはならない存在でした。

～医学の発展を支えた人々～

小浜藩(福井県)の医者杉田玄白や中津藩(大分県)の医者前野良沢らは、実際の解剖に立ち会い、オランダ語で書かれた人体解剖書の正確さにおどろき、苦心して翻訳し、「解体新書」と名づけました。また、このとき実際に解剖をしながら説明を行ったのは、当時、百姓や町人とは別に厳しく差別された人々の一人でした。かれらの持つ技術や知識が、医学の発展を支えたのでした。



解剖の様子(想像図)

差別の強化

江戸時代の中頃になると、商品経済の発展とともに身分をこえて人々が交流するようになり、武士を中心とした支配の仕組みがだんだんと揺らぐようになってきました。

農村では、豊かな民が土地を買い集めて大地主化する一方、都市には、故郷の村を去った貧しい人々が流入し、人々の間に貧富の差が広がり、新しい社会問題が起こりました。その上、洪水や干ばつなどの天災に見舞われ、農村の生活はたいへん厳しくなってきました。幕府や藩は、このような社会の変化に対して村人の離村を制限したり、

生活を切り詰めさせたりしました。さらに、幕府財政のたてなおしのために年貢率を高め、取り立てを厳しくしたため、人々はしだいに不満をつのらせ、各地で百姓一揆が目立つようになってきました。

そこで幕府は、支配体制の引きしめをはかるため被差別部落の人々に対する差別を強化する「達」を出しました。諸藩では、家のまわりを竹垣で囲ませる、胸に毛皮の目印をつけさせる、渋染の着物をまとわせる、外から家の中が見えるように長窓を開けさせるなど、いろいろな制限を加えました。府内藩でも同じような「達」が出されました。

風俗制限の「達」

被差別部落の者は、近頃身分を忘れ平人と問題を起こすことがあるので、次のようなことを申し渡す。

近頃、身分を忘れ心得ちがいの者が多い……。これまでは、格別の配慮をしてきたが、これからは、平人に紛れないよう男女とも羽織はもちろん、しまの紋付き衣類などは身につけることのないようにしなさい。

とは言ってもすぐにはできないと思われるので当分の間、今までの衣類のえりに白の半えりをしなさい。今後無紋など決められた衣類ができあがったら申し出て着用するようにしなさい。

1845(引化2)年「府内藩記録」

しかし、圧政に苦しめられた人々は、差別に屈せず、団結して各地で大名に抵抗しました。県内の杵築藩では、1805年、支配体制を強化するため、被差別部落の人々であることが一目でわかるように水色の襟かけを強制しようとしてきました。これに対して、被差別部落の約半数200名は隣の島原領(豊後高田)に逃散しました。その後、杵築藩は2ヶ月程で「達」を事実上引っ込め、被差別民衆の勝利で一揆は終結しました。(浅黄半襟拒否一揆)

また、1856年、岡山藩でも、「これまで所持している粗末な木綿の着物ならばばらく着用してよい。持っているものでも、紋付きはいけない。藍染・渋染の外は決して新調(購入)してはならない」と被差別部落の人々に命じたため、服装などにまで加えられた制約に対して、数千の人々が立ち上がり、大きな犠牲を払いながら、無紋の藍染・渋染を着用させる差別政策を撤回させました。(渋染一揆)

～豊かだった被差別部落～

江戸時代の後半、日本の人口は横ばいになります。新田開発も限界となり、人口の増加に必要な食料が不足したことが一番の原因と考えられています。そのような中、多くの被差別部落では人口が増加しているのです。これは、厳しい差別のなかにあっても助け合いながら生活を高めていき、人口増加を支えるだけの食料つまり経済力を持っていたといえるのです。

解放へのあゆみ① ～明治から戦前～

解放令

明治時代になり、新政府は、新しい世の中をつくるため、様々な布告を出しています。

1871(明治4)年8月、「**えた・ひにん等の称を廃し、身分・職業とも平民同様たるべきこと**」という、いわゆる「**解放令**」が出されました。被差別部落の人々は、「**解放令**」によって平民とされ、法律の上では平等になりました。しかし、政府は、部落差別をなくすための積極的な施策をとりませんでした。

1872(明治5)年に新しくつくられた戸籍(壬申戸籍)には、「**華族**」「**士族**」「**平民**」の他に一切の差別的な呼び方など記入してはならないという政府の方針が出されましたが、「**新平民**」などと付記されるようなこともありました。

職業の面でも、これまで高い技術で保ってきた伝統的な皮革の仕事などが、工業化の進む中で大企業などに次々と奪われました。また、近代的な警察の整備で警備等の仕事からも追われ、生活は一層苦しくなっていました。

明治の中ごろになると、近代工業が発達して、市場を海外にまで求めるようになりました。資源に乏しい我が国では、安い賃金で価格をおさえ国際競争に勝たねばなりません。こうした状況のもと、それまで被差別部落の人々が担っていた産業は、進出してきた大企業等に奪われてしまいました。これまでの生業などを奪われた被差別部落の人々の生活は、社会に残っていた差別意識により社会進出が阻まれてしまったため、苦しくなっていました。このような中で、生活改善運動が高まり、団結することで差別撤廃をめざす運動へと発展していきました。

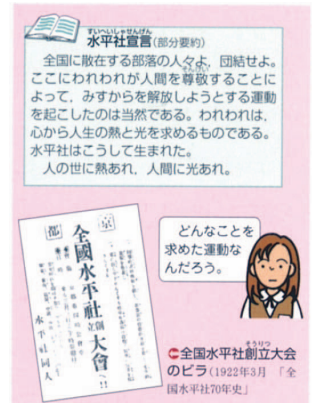
「人の世に熱あれ、人間に光あれ」

—水平社宣言から97年—

大正時代になり、人々の「**人権**」への目ざめが、労働争議、小作争議、普通選挙要求運動、婦人運動、民主主義を求める大正デモクラシーへと発展していきました。

このような中で、差別からの解放を願う被差別部落の人々は、自らの手で人間としての平等を勝ち取り、差別からの解放をめざす運動(部落解放運動)を進めました。

1922(大正11)年、京都で「**全国水平社**」が結成され、運動は全国に広がっていきました。「**人の世に熱あれ、人間に光あれ**」と結ぶ**水平社宣言**は、我が国最初の人権宣言とも言われ、人々の血をわきたたせ、人々を差別からの解放に大きく立ち上がらせたのです。水平社運動は、大人だけの運動でなく、子どもも多数参加し、全国各地に広がりました。大分県では、1924(大正13)年、別府市において、大分県水平社の創立大会が開催されました。しかし、昭和の初め頃から、軍国主義が次第に国内を支配していき、人間の権利や自由よりも戦争への協力を強いられるようになっていったのです。水平社運動も厳しい弾圧を受け、運動は事実上とだえるという事態になりました。



～商人にとって解放令とは・・・～

商人たちは「**解放令**」を歓迎しました。江戸時代まで被差別部落において主要産業であり、大きな利益を上げていた皮革産業への進出を、商人たちは、ねらっていたのです。「**解放令**」の中にある「**身分 職業 共平民同様とす**」という言葉は、誰でも皮革産業に参加ができることも意味していました。これ以降、商人たちは、巨大な資金を背景とし、各地で皮革産業の経営を始めていきます。こうした状況の中、被差別部落の皮革産業は、徐々に衰退していきます。

解放へのあゆみ② ～戦後～

戦後の部落解放運動

戦後、日本は、民主国家をめざしてきました。解放運動はいち早く復活し、終戦の翌年には、全国水平社の伝統を受けついで部落解放全国委員会が結成され、戦後の被差別部落の悲惨な生活を改善するため、部落産業の復活や農地の獲得などをめざす運動を展開しました。

そのような中、1951(昭和26)年、京都市でオールロマンス事件(京都市保健所の一職員が雑誌「オールロマンス」に被差別部落の実態をきわめて差別的に描いた小説を発表したという差別事件)が起きました。事件後、部落差別と闘う人々と京都市との話し合いが行われましたが、側溝や道路などの整備が放置されているところ、水道を引いていないところ、長期欠席児童の多い地域など様々な問題の重なったところが被差別部落だったのです。

この事件を契機に、人々が生活水準の低い暮らししかできない状態に置かれてきたことが差別であり、それをそのままにしてきたこれまでの政治にも問題があることが明らかになったのです。その後、日本の民主化を進めるすべての人々が手をつなぐことにより、被差別部落が解放されるという考え方が芽生え、連帯の意識が全国的に広がっていきました。その結果、1961(昭和36)年に、国は、同和対策審議会を設置し、同和問題を解決するために本腰を入れ始めました。

同和問題の解決は、国の責務であり、国民的課題である

その後、同和対策審議会の答申が1965(昭和40)年に出されました。「同和対策審議会答申」の理念を法律の中で具現化したものが1969(昭和44)年にできた「同和対策事業特別措置法」です。

「解放令」が身分制度を廃止するといううたい文句にとどまったのに対し、この法律は差別をなくしていく具体的な施策を打ち出しています。

同和対策審議会答申が出されて、53年が経過しました。差別は解消に向かいつつあると見る人もいる中、2015(平成27)年度に本市が実施した「人権に関する市民意識調査」からは、まだ差別が残っているこ

とがわかります。新しい形態の人権問題も出現してきていることから、わたしたちは、過去の歴史に学び差別をなくす取組を続けていくことが大切です。

同和対策審議会答申(前文)

- 同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。
- この問題をこのまま放置しておくことは断じて許されない。早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。
- 政府はこの答申を尊重し、有効な施策を実施して、この社会問題を解決し、あるべからざる差別の長い歴史の終止符が一日も早くうたれるよう万全の処置をすべきである。

「同和対策事業特別措置法」より

- すべての国民は、同和対策事業の本旨を理解して、相互に基本的人権を尊重するとともに、同和対策事業の円滑な実施に協力するように努めなければならない(第3条)
- 同和対策事業の目標は、対象地域における
 - 生活環境の改善
 - 社会福祉の増進
 - 産業の振興
 - 職業の安定
 - 教育の充実
 - 人権擁護活動の強化等を図ることによって、対象地域の住民の社会的経済的地位の向上を不当にはばむ諸要因を解消することにあるものとする(第5条)

同和問題を解決するための法律

1961	●同和対策審議会設置
1965	●同和対策審議会答申
1969	●同和対策事業特別措置法
1982	●地域改善対策特別措置法
1987	●地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
1996	●人権擁護施策推進法
1997	●地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律 ●人権教育のための国連10年国内行動計画発表
2000	●人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
2002	●人権教育・啓発に関する基本計画の策定
2016	●部落差別の解消の推進に関する法律

部落差別解消推進法の施行

2016(平成28)年12月16日、「部落差別の解消の推進に関する法律」(以下、部落差別解消推進法)が公布・施行されました。

部落差別の解消の推進に関する法律

(目的)

平成二十八年十二月十六日 法律第九号

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

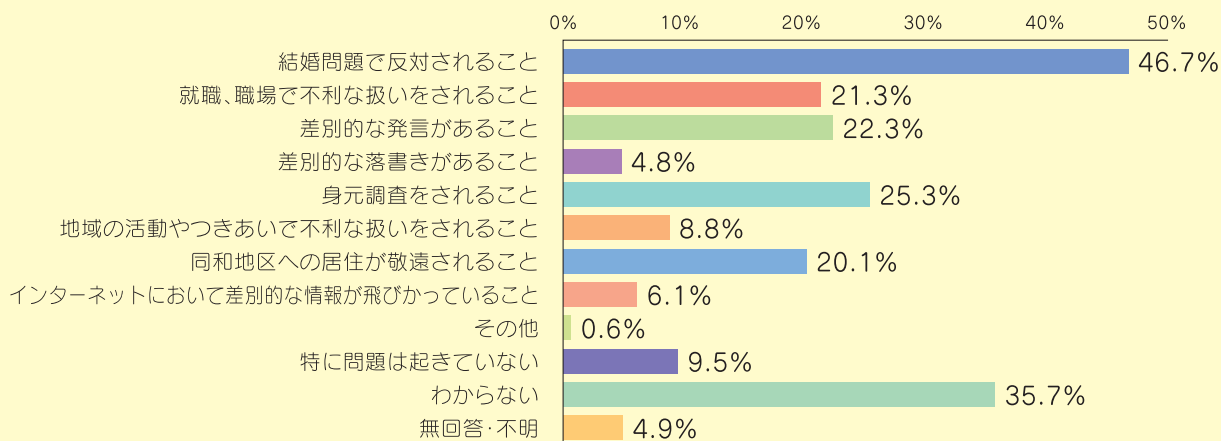
附 則

この法律は、公布の日から施行する。

2016年(平成28)年は「部落差別解消推進法」だけでなく、「障害者差別解消法」(4月1日施行、P22参照)、「ヘイトスピーチ解消法」(6月3日施行、P24参照)といった、人権に関する法律が次々と施行されました。人権を守る取組は着実に広がりを見せています。しかし、これは法律により守らなければならない人がいる、ということの裏返しでもあります。

法律や制度を整えていくことは大切です。ただし、それを生かしていくのは他ならぬわたしたち自身の意識です。いわれなき差別に苦しむ人の立場に立ち、「なぜこの法律が必要なのか」「どのような困りがあるのか」を考えることが大切です。

あなたは、同和問題に関して、現在、どのような問題が起きていると思いますか。



2015年度大分市「人権に関する市民意識調査」から

なぜ、部落差別解消推進法ができたのでしょうか。

この法律ができた背景や、部落差別は許されず解消することが重要な課題であることが第一条(目的)、第二条(基本理念)で示されています。その中でも、部落差別の現状を示しているのが次の二つの点です。

現在もなお部落差別が存在する

「人権に関する市民意識調査」から「結婚問題で反対されること」をはじめ、「就職・職場で不利な扱いをされること」「差別的な落書きがあること」「同和地区への居住が敬遠されること」などで差別があるという認識を市民がもっていることが分かります。一方で、9.5%の人が「特に問題は起きていない」、35.7%の人が「わからない」としています。しかし、法務省が分かっているものだけでも、毎年ほぼ100件以上の事例があります。そして、「差別を受けても、親を悲しませたくないという理由から告白しなかった」「同和地区出身ということを行わないといけなから、誰にも相談できなかった」などの差別を体験した人の声もあります。差別が厳しいからこそ、差別が見えにくくなっているのです。

「同和問題は同和対策事業の終了を持って解決した」「同和問題は過去の問題である」というような考え方は誤りであり、現在のわたしたち一人ひとりの問題であることを認識する必要があります。



「慈愛のまなざし」
大分市人権フォトコンテストの作品

情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている

「人権に関する市民意識調査」では、現在起きている問題として「インターネットにおいて差別的な情報が飛びかっていること」という回答は、6.1%でした。見ようとしなければ見えにくい問題なのかもしれません。

しかし、インターネットでは、同和地区を名指しにした根拠のない中傷が横行しています。大阪府人権擁護課「ネット利用者用の掲示板など521本を調べると2186件の差別的な書き込みがあり、その6割が被差別部落に関するものだった」(2015年8月11日、西日本新聞より)と明らかにしています。また、2016年(平成28年)には、インターネット上で、全国の被差別部落の所在地などを掲載した

「全国部落調査～部落地名総鑑の原典～」なる書籍の出版を予告するような動きがありました(地裁が出版・販売の禁止を命じる決定をしました)。

現在もなお悪質な部落差別によって傷つけられている人がいるということ、また、インターネット上の情報が部落差別を助長したり、新しい形の問題を生じさせたりしていることなどが背景となって「部落差別解消推進法」が施行されたのです。

部落差別をなくす取組のなかで

部落差別を解消しようとする様々な取組が、わたしたちの身近な暮らしの中の人権の擁護に深く結びついています。取組を進めるうえで何より大切なのは、わたしたち市民一人ひとりが主体的に学習し、行動していくことなのです。

戸籍の交付請求の制限

これまで、他人の戸籍を不正に取得し、身元調査に利用するなど悪質な差別事象が各地で発生していました。このことから、現在の法律では、他人の戸籍謄本などの交付請求で不当な目的によることが明らかな時は、市町村長が拒むことができると定めており、不当な手段により交付を受けた場合の罰則がつけられています。また、住民票など閲覧する場合、制限も設けられています。

教科書の無償配布

差別により苦しい生活を強いられていた被差別部落の親たちにとって、子どもたちを学校に行かせることは、たいへん困難なことでもありました。本来無償であるはずの義務教育にお金がかかりすぎるということから、高知県内の親たちから起こった教科書無償運動は、1964(昭和39)年から、すべての子どもに順次教科書無償を実現させました。このことは、国民全体の幸せと結びついています。

就職の機会均等

今から40～50年前までは、採用の時、本人と直接関係のない、家族の学歴、親の職業、経済力などを判断材料にしている企業がたくさんありました。しかし、同和教育の取組が進められる中で、現在、本人の能力や適性のみで選考するようにされています。高校卒業予定者が就職の際に提出する「全国高等学校統一用紙」は、1996(平成8)年度から本籍・家族・保護者との続き柄の欄が削除されています。2005(平成17)年度から、氏名の欄の押印不要、生年月日の欄に「平成」を追加、保護者の氏名欄の削除、志望動機欄の拡大、「所属クラブ等」を「校内外の諸活動」に変更するなど、より本人の能力や適性を生かせるものになりました。このように「全国高等学校統一用紙」は、変化をしていきました。

就職・進学の際の面接試験においても、本人の能力や適性のみで選考するようにされています。しかし、世間話のような流れの中で意図的に家族構成や父母の職業、血液型等を聞く不適切な質問がされることがあるのも現実です。また、就学において女子やすでに高等学校を卒業した受験生が不利になる点数操作がおこなわれていました。「本人には責任のないことではないか」「本人の努力では変えようのないことではないか」、そういった視点をもつことが求められているのではないのでしょうか。

ある女子大学では、2020年度から自身の性自認にもとづき、女子大学で学ぶことを希望する人(戸籍上男性であっても性自認が女性であるトランスジェンダー学生)を受入れることを決定しました。

◆全国高等学校統一用紙

履 歴 書		写真をはる位置 (30×40mm)		取得年月		資格等の名称	
平成 年 月 日現在							
ふりがな	性別						
氏名							
生年月日	昭和・平成 年 月 日生(歳 歳)						
ふりがな							
現住所							
ふりがな							
連絡先							
[連絡先欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること]							
		高等学校入学					
学 歴 ・ 職 歴	平成 年 月						
	平成 年 月						
	平成 年 月						
	平成 年 月						
	平成 年 月						
[職歴にはいわゆるアルバイトは含まない]							
				校内外の諸活動			
						志望の動機	
						備考	

全国高等学校統一用紙(文部科学省、厚生労働省、全国高等学校校長協会の協議により平成17年度改定)

採用においては、応募者本人をみて判断することが大切なのではないのでしょうか。

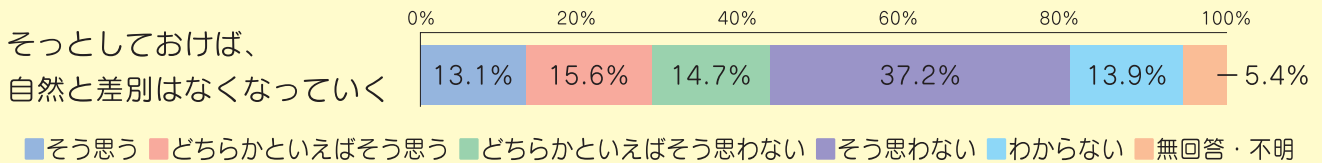
部落差別(同和問題)を温存・助長する考え

～世間にとらわれていませんか～

わたしたちには「みんながしているから」「昔から言っているから」などの理由で事実をきちんと確認せずに、周囲の人の発言をうのみにしてしまったり、「自分だけが反対しても仕方ない」と周囲の行動に流されてしまったりすることはないでしょうか。このような「世間」に流されたり、気にしたりするわたしたちの生き方が、不合理な差別や偏見を温存・助長している一因だと考えられています。

寝た子を起こすな ～そっとしておけば、差別は自然となくなる～

あなたは、同和問題の解決に向けて、次の意見に対してどう思いますか



2015年度大分市「人権に関する市民意識調査」から

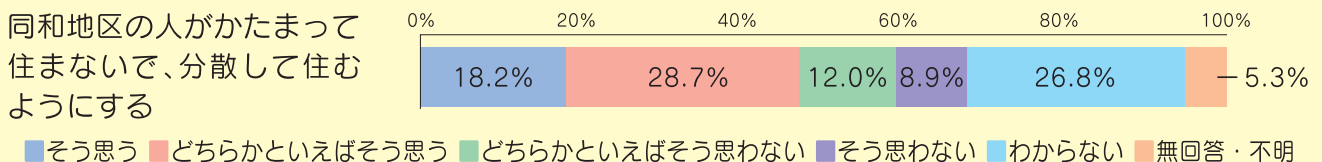
「人権に関する市民意識調査」からも28.7%の人が「そっとしておけば自然と差別はなくなっていく」と思っていることがわかります。「寝た子を起こすな」論は、「自分には関係ないから知る必要がない」、「何も知らない人に教えたなら差別が広がる」という考え方が根底にあります。本当に知らないまま過ごしていくことが可能なのでしょうか。部落差別解消推進法(p14)において、「情報化の進展に伴い」と書かれているように、どこでも誰でも簡単に様々な情報を入手することができる時代です。そして、間違った情報もたくさん見られ、中には、悪意を持ってその情報を広げようと

する場合もあります。もし、間違った情報と出会い、うのみにしてしまったら・・・、誰もが差別の加害者になってしまう可能性があるのです。

また、「今ではもう差別がなくなっている」という考え方も根底にあります。部落差別解消推進法において、「現在もおお部落差別が存在する」ことが示されました。よって、この考えのもとでは、現在差別されている人は、差別がなくなるまで耐え続けなければならないこととなります。したがって、「そっとしておけば、差別は自然となくなる」という考えは間違っていると云わざるをえません。

部落分散論 ～犠牲者非難の考え方～

あなたは、同和問題の解決に向けて、次の意見に対してどう思いますか



2015年度大分市「人権に関する市民意識調査」から

「派手な格好だからセクハラにあうのだ」など、被害を受けた人や集団に対して、被害を受けた原因の一部やその全てを押し付けてしまうことがあります。この考え方は、差別を受けた人の心を二度傷つけ、声を奪ってしまいます。その結果差別が見えにくくなり、差別する側の人に注目することを妨げ、差別することを肯定することにつながります。

部落差別についても、「かたまって住まないで、分散して住むようにすれば差別はなくなる」という同

じような意見を聞きます。「人権に関する市民意識調査」からも46.9%の人が肯定する考えであることがわかります。しかし、部落差別の存在理由を差別される側に押し付ける考え方であり、どこに住んでいても差別されないのが本来のあり方のはずです。また、本人に責任のない「生まれ」を否定し、さらには「自分の故郷を捨てるべき」と押し付けている理不尽さにも気付かなければなりません。

部落差別(同和問題)の解消に向けて

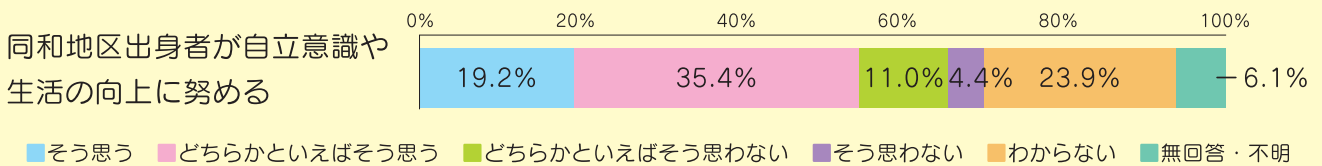
正しく知ることから エセ同和行為～同和問題の悪用～

同和問題に無関係な人が、同和問題を口実に、営利行為を行うことを「エセ同和行為」と言います。

同和問題に関する凶書の購入や工事の請負、融資などを強要する事例があります。このような悪質な行為は、同和問題に対する偏見や忌避意識に乗じるものであり、差別意識を植え付け、同和問題の解決を阻むもの以外なものでもありません。こうした「エセ同和行為」に対応するためには、まず同和問題をきちんと理解することが大切です。

解決は誰の問題なの？

あなたは、同和問題の解決に向けて、次の意見に対してどう思いますか



2015年度大分市「人権に関する市民意識調査」から

「人権に関する市民意識調査」では、54.6%の人が、同和問題の解決のためには同和地区出身者が差別をされないように自立意識や生活の向上に努めるべきだと考えているようです。

同和問題の解決は^{だれ}いったい誰の問題なのでしょう。

同和問題が長い間社会の中から^{はいじょ}排除され、いまだに差別される人たちがいるというわが国固有の人権問題であることを考えたとき、**同和問題は、差別する側の問題であり、解決に向けての取組は、わたしたちみんなの課題であり責任である**といえるのではないのでしょうか。何より「差別をする側」にいた場合、自分自身や家族をも差別し不幸にしてしまうことを考えると、差別は自分自身の問題であることは明らかなことです。

このような問題の解決には、まず理不尽な差別に気づくこと(人権感覚)、そして「差別を許さない」ということを行動で示していくことが大切です。気づくためには、差別の歴史や現状を正しく学ぶとともに、差別がどのようにして起こるのかという理由を学んでいくことが必要となります。さらに、そのような学びを広げていくために、相手のことを考えながら意見や気持ちを伝えあえ

る人間関係をつくっておくことも必要です。

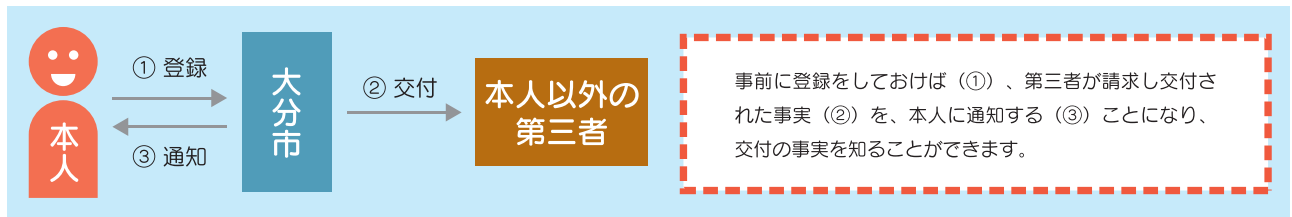
わたしたちは、「やさしく話しかければ、やさしく応える」など、相手の痛みや悲しみ、喜びなどを自分のこととして感じるができます。感じたことを伝え合うことで強い絆で結ばれていきます。そのような絆の輪を広げながら人権問題について学習し、気づき、差別を許さないという強い気持ちを持ち続けることが、差別をなくすことにつながっていくのです。



差別をなくすための行動を ～登録型本人通知制度～

住民票の写しや戸籍謄本などは原則本人しか入手することができません。ただし、弁護士、司法書士、行政書士などのいわゆる8士業にのみ、「職務上請求」が認められています。この職務上請求用紙を悪用した不正取得が後を断たず、2011(平成23)年、1万件にもおよぶ司法書士らによる不正取得事件が起きました。このような不正請求・取得を防止するための制度が**本人通知制度**です。

この制度は住民票の写しや戸籍謄本などを本人の代理人や第三者に交付した場合に、事前に登録した人に対して、その交付した事実を通知するものです。2012(平成24)年10月1日から、大分市においてもこの制度が始まっています。一度登録すると永年登録となり、また年齢に制限がなく、世帯の代表者がその同一世帯員をまとめての登録もできます。



多くの市民がこの制度に登録することで、不正に取得しようとする行為を抑止する力を高めることが期待できます。差別を許さない、という気持ちを行動に移せる市民が多くいるということは、差別のない大分市、みんなが暮らしやすい大分市を築いていくことにもつながります。**差別につながる身元調査を、わたしたちの「しない、させない、許さない」という気持ちと行動でなくしていくことが大切です。**

あなたの個人情報勝手に利用されていませんか?

不正な手段を使い、他人の住民票や戸籍を取得し、悪用する事件が多発しています。そういった不正請求の早期発見、個人情報の不正取得防止・対策するため、大分市では、平成24年10月1日から**本人通知制度**を行っています。

●実施内容
本人以外の第三者に、戸籍や住民票の写しを交付した場合、ご本人にその事実をお知らせします。この制度をご利用になる場合は、下記の事項を確認していただき、事前登録をお願いいたします。

●登録できる方
大分市に住所を有している方、大分市に本籍を有する方

●手数料
大分市役所・各支所の窓口(郵便での申し込みもできます。)詳しくは下記にお問い合わせください。

大分市役所 市民課窓口担当班 ☎097-537-5615

住民票を不正取得 容疑者逮捕 本人側通知で発覚

委任状を偽造し、他人の住民票や戸籍謄本などを不正に取得したとして、県警生活環境課と佐伯署は7日、長崎市文教町の探偵業、容疑者(65)を有印私文書偽造・同行使用などの疑いで逮捕し、発表した。容疑を認めているという。

住民票などの写しを第三者が取得した際に、本人側に通知する制度がきっかけで発覚した。県によると、同制度を端緒とする県内での立件は初めて。

署などによると、田崎容疑者は今年1月中旬〜2月上旬、委任状を偽造した上で佐伯市に住む60代男性の住民票と戸籍謄本の写しなどを郵送で請求し、不正に取得した疑いがある。探偵業に基づいた行為として取得したとみて調べている。不正取得した情報には、本人だけでなく家族のものも含まれていたという。男性の家族が、第三者から請求があった場合に通知を受けられる市の制度に事前に登録していた。

県市町村振興課によると、制度は不正取得の早期発見や抑止力などを目的に、2012年度以降、全18市町村が順次、導入している。ただ、第三者の取得情報が不正に取得されること自体は防ぎにくい。

佐伯市は「不正取得があったことは非常に残念。発行に際してはこれまで同様、慎重な審査を徹底したい」とした。

2017年12月8日 朝日新聞より

子どもたちの未来のために

結婚差別やインターネット上の部落差別は、加害者が十分な学びがない中で、偏った情報に出合ったために差別意識を持ったことが大きな原因の一つとも考えられます。学校教育の中では、子どもの発達の段階に応じて、部落差別(同和問題)と正しく出会うことをもとに、社会に根強く残る部落差別を許さない人権意識の確立を図っています。

子どもに差別のない未来を残すためにも、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けて学校と家庭や地域が連携を深めていくことが大切です。



「私たちの歩んだ道 子どもたちが歩む道」大分市人権フォトコンテストの作品

自分らしい人生を送るために - 女性の人権問題 -

女性をめぐる課題

様々なハラスメントが考えられるようになりました。

セクシャル・ハラスメントとは

相手を不快にさせる性的な言動のことで、**スクール・セクハラ**や職場におけるものがあります。男女雇用機会均等法では以下の2つのタイプに分けられています。

●対価型

性的な要求を断ったことなどによって、昇進や査定に不利な取り扱いをしたり、職務上の地位を利用して、性的な関係を強要したりすること

●環境型

性的な事柄に関する噂を流されるなどの性的いじめやヌードポスターを見える所に貼ったり、不必要に体を触ったりすること

マタニティ・ハラスメントとは

妊娠・出産等を理由とする不利益な取扱いのことをいいます。

ドメスティック・バイオレンス(DV)とは

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあったものから振るわれる暴力のことで以下のようなものがあります。

- 身体的暴力…殴る、蹴る、髪を引っ張るなど
- 性的暴力…性的行為を強要するなど
- 精神的暴力…大声で怒鳴る、無視する、交友関係を制限したり電話やメールのやり取りを細かく監視するなど

法律や条例も変化を…

1999(平成11)年4月1日から、「男女雇用機会均等法」「労働基準法」および「育児・介護休業法」が改正され、「男性のみ」「女性のみ」の求人が禁止されました。同年6月23日には、「男女共同参画社会基本法」も成立し、このことは、男女を問わず、個人が生き生きと仕事ができる社会の実現へとつながっています。大分市においても、2006(平成18)年10月1日に「大分市男女共同参画推進条例」が制定され、あらゆる分野での活動に、男女がともに参画し責任を担っていく社会づくりが進められています。

2001(平成13)年には配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした「DV防止法」が施行しました。

また、2017(平成29)年1月には「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」が改正され、新たに妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについても防止措置を講じることが事業主に義務付けられています。

性別で役割分担？

これまで、「男は仕事、女は家事」という性別による固定的な役割分担が、女性の社会進出を難しくしていました。

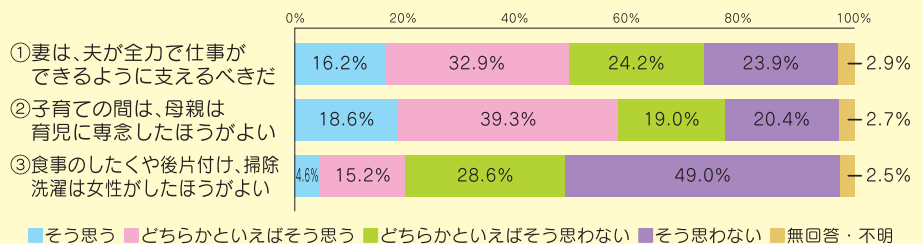
「人権に関する市民意識調査」の結果から、49.1%の人が、「妻は、夫が全力で仕事ができるように支えるべきだ」と思っており、57.9%の人が「子育ての間は、母親は育児に専念した方がよい」と思っていることがわかります。

最近では、企業等で活躍する女性が多くなってきましたが、依然として「仕事はしてもよいけれど、家事や育児に影響の出ない程度で」という意識が残っている面があり、「男性は仕事、女性は仕事も家事も育児も」となりがちです。

一方、「食事のしたくや後片付け、掃除洗濯は女性がしたほうがよい」と考えている人は19.8%で、前回調査の30%以上の賛意があったことと比較すると数値が低くなっています。このことから、女性の家事分担等に対する市民の理解が高まってきていることが考えられます。以前に比べると、これまで仕事中心で家庭のことにあまり関心を持たなかった男性の中にも、家事や育児に参加する人が確実に増え、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)といった考え方も広がりつつあります。

わたしたちは、性別に関わらず、すべての人が自分の能力を発揮し、自分らしい人生を送ることができるような社会を実現できるように行動することが大切ではないでしょうか。

あなたは、次の①～③について、「主に女性がすべきである」という考えについて、どう思いますか



一人ひとりを大切に -子どもの人権問題-

クラスにいつもいじめられている子がいた。なぜいじめられるようになったのか、いつからいじめられているのか、わからない。「いじめのやめようよ」と言いたい気持ちもあったが、自分だけいい子ぶっているように見られて、わたしがいじめられるのではないか……。そう考えると、何も言えなかった。だから、みんなが避けているとわたしも一緒になって避け、悪口を言っている時には、一緒になって悪口を言っていた。「わたしがいじめられないため」にわたしはみんなと一緒にのこをしてきた。あの子はいつも悲しそうな顔をしていたことを覚えている。

ある日、クラスの何人かの子があの子の机に落書きをしていた。わたしはその時も止めることができなかった。放課後、忘れ物をしたことを思い出して、教室に入るとあの子がいた。入って来たわたしに気づき、わたしの方を向いた。あの子は泣いていた。そして、机の落書きを消していた。どうしていいかわからなかったわたしは、急いで忘れ物をとると、「バイバイ」とだけ言って、教室から出て行った。

どういう気持ちで落書きに気づき、消していたのか、何を思っていたのか、初めて本気であの子の気持ちになって考えた。とても心が痛んで、涙があふれてきた。

いじめの特徴は？

学校においては、以前から「いじめ」が大きな問題とされ、様々な対策がとられています。しかしながら、依然として「いじめ」の認知件数は減少していません。

いじめは、集団における人間の力関係のアンバランスによって引き起こされるものであり、個人が抱えている弱い部分をターゲットにするものです。

人間の力関係は、授業や休み時間、部活動等、子どもが直面する場面により変化します。さらに、人間は、誰でもどこかに弱さを抱えています。したがって、個人の弱さを見つけ攻撃しようと思えば、誰でもいじめのターゲットにすることができるのです。

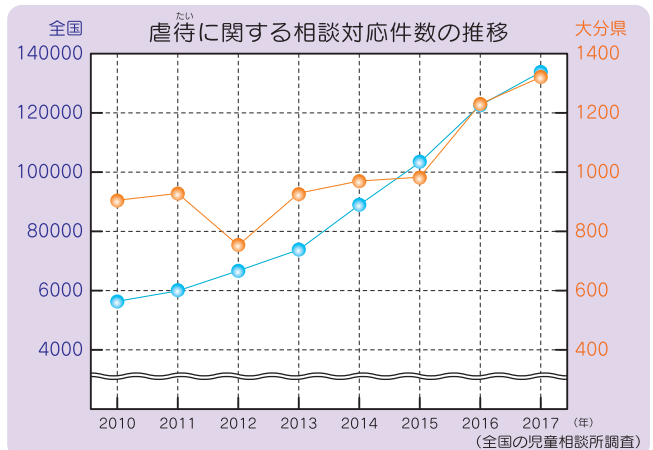
また、いじめを周囲でおもしろがったりする「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」の存在が、いじめを深刻化、長期化させていきます。このような集団に特徴的なことは、人間関係が希薄で、いじめが発生しても被害者を救おうとする人物が存在しないことです。

大人の問題として

わたしたちは、一人ひとりが「いじめは卑劣で許されない行為である」という認識をもつとともに、単に子どもの問題ではなく、大人社会を写し出したものであることを厳しく受け止める必要があります。そして、すべての子どもが認められる、認められていると感じることができる家庭や地域づくりをしていくことが大切です。

児童の権利に関する条例(略称「子どもの権利条約」)抜粋

- 第1条 子どもは、18歳未満のすべてのものをいいます。
- 第2条 子どもは、差別されない権利を持っています。
- 第3条 子どもは、最高の幸せを得る権利を持っています。
- 第12条 子どもは、自由に自分の意見を言う権利を持っています。
- 第16条 子どもは、プライバシーを守られる権利を持っています。
- 第19条 子どもは、あらゆる虐待から保護される権利を持っています。



児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、すべての国民に通告する義務が定められています。(児童福祉法第25条)

虐待の種類

- 身体的虐待
殴る、ける、つねる、戸外に放置する
- ネグレクト
子育ての放棄、子どもの遺棄、衣食住を与えない
- 性的虐待
性的接触、痴漢、露出症、ポルノを見せる
- 心理的虐待
ふるまいや言葉による虐待

※2000(平成12)年「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されました。

その人らしさを認め合う – 障がい者の人権問題 –

ぼくには大好きなおじさんがいます。子どもの頃からキャッチボールをしたり、遊園地に出かけたり、たくさん遊んでくれました。でも、そのおじさんは、今では一緒に遊ぶことができません。交通事故により、右半身にマヒが残りました。今でもおじさんのところへ行き、いろいろな話をし、時には背中を拭いたりします。おじさんは、「ごめんな」とぼくによく言います。おじさんができないことを僕がしているだけなのに……、そう思います。昔、おじいちゃんが寝たきりになった時、おじいちゃんができないことをお父さんとお母さんがしていました。おじいちゃんも「ごめんな」と言っていました。「人は誰でも誰かの力を借りて助けられて生きているのよ。決して自分だけの力で今があるのではないのよ」お母さんがぼくにしてくれた話が忘れられません。僕が子どもの頃、たくさんのことを周りの人がしてくれたおかげで今の僕があるのだと思います。世の中にはいろいろな人がいます。「何かお困りですか」そんな声かけがあちこちで聞かれるような、そんな社会になるといいなあと思います。

心の「バリアフリー」をめざして

障がいのある人もない人も、自分の住みたいところで自分の能力を発揮し、自分らしい生き方で暮らすために必要なものがバリアフリーです。バリアフリーとは、行動や人間関係を阻む壁をなくしていくことです。

近年、公共の建物にエレベーターが設置されたり、町には点字ブロックや音声信号が整備されたりするなど、障がい者の移動を阻む壁はひとところと比べるとずいぶん低くなりました。また、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方による施設や商品等

も増えてきています。しかしながら、今なお、障がい者に対する心ない発言や、社会福祉施設等の建設で地域住民との摩擦がおこるなど、心のバリアフリーは十分とは言えません。

障がいを個性として

社会は、身長が高い人や低い人、怒りっぽい人、穏やかな人など、多様な個性をもつ人々で構成されています。障がいもそのような個性の一つであると捉えることによって、障がいのある人もない人も、その人らしく生きがいをもって生活できる社会が実現できるのではないのでしょうか。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」

すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、2016(平成28)年4月1日に「障害者差別解消法」が施行されました。

この法律は、障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることをめざしています。この法律では「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

〈不当な差別的取扱いの具体例〉

- 受付の対応を拒否する。
- 本人を無視して、介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける。
- 学校の受験や、入学を拒否する。
- 障がい者向け物件はないと言って対応しない。
- 保護者や介助者が一緒にいないとお店には入れない。

参考：障害者差別解消法リーフレット(内閣府)

〈合理的配慮の具体例〉

- 障がいのある人の障がいの特性に応じて座席を決める。
- 障がいのある人から「自分で書き込むのが難しいので代わりに書いてほしい」と伝えられたとき、代わりに書くことに問題がない書類の場合は、その人の意志を十分に確認しながら代わりに書く。
- 意志を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末を使う。
- 段差がある場合に、スロープなどを使って補助する。

生き生きと活動できる社会に — 高齢者の人権問題 —

高齢者をめぐる問題

わが国においては、少子高齢化が急激に進み、その進展の速度に比べて、国民の意識や社会のシステムの対応が遅れていると指摘されています。

このような中、高齢者に対する精神的・身体的虐待や社会参加の困難性も問題となり、高齢者というひとくくりにするのではなく、その人自身を見つめることが求められています。

自分の問題として

以前の日本の社会においては、「隠居」という言葉があるように、歳をとり仕事などをやめたあとは、世の中のことには関わらずのんびりと静かに暮らすという考え方が支配的でした。このような考え方は、高齢者に対して見下すような意識を生み、疎外へとつながっていく恐れがあります。

核家族化が進み、地域の間人関係の希薄化が問題となっている現在社会においては、高齢者のすぐれ

～高齢化率～

65歳以上の人^が総人口に占める割合のことを「高齢化率」といいます。高齢化率が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」と呼ばれます。

日本においては、高齢化率が27.7%【2017(平成29)年10月1日現在】となっており、「超高齢社会」になっています。

た経験を生かした地域づくりが求められています。

高齢者の人権を確立するためには、人を年齢で決めつけるのではなく、すべての人が社会を構成する一員として、生き生きと活動できるような社会づくりが必要とされているのです。わたしたちは、誰もが歳をとり、高齢者となります。高齢者の問題は、わたしたち自身の問題でもあるのです。

隔離から共生へ — HIV感染者・ハンセン病回復者等の人権問題 —

HIV感染症は、感染経路が特定されている上、感染力もそれほど強いものではないため、正しい知識に基づいて通常の生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はありません。また、新しい治療薬の開発などによってエイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能となっています。

しかしながら、HIV感染症やエイズについては、自分とは関係のない一部の人の病気であるという意識が根強く残っており、感染者に対する偏見・差別につながったりする状況がみられます。

ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、らい菌に感染しただけで発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても、現在では治療方法が確立しています。また、遺伝病でないことも判明しています。

したがって、ハンセン病患者を隔離する必要は全くありませんでしたが、わが国では、古くから施設入所を強制する隔離政策がとられてきまし

た。また、隔離政策が終了した後も、入所者の多くは、長期間にわたる隔離によって、家族や親族などとの関係を絶たれています。さらに、入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあり問題となっています。

正しく知ることから

わたしたちの身のまわりには、様々な感染症があります。その中で、HIV感染者やハンセン病回復者等を、誤った知識や思い込みから、偏見や差別で苦しめてきました。

今、わたしたちに求められているのは、正しい知識を持つことです。さらに、誤った知識や思い込みを、正しい知識に修正していくことで、わたしたちの意識を「知ること」だけにとどまることなく、「行動すること」へと変えていくことができるのではないのでしょうか。

文化や習慣の違いを越えて — 外国人の人権問題 —

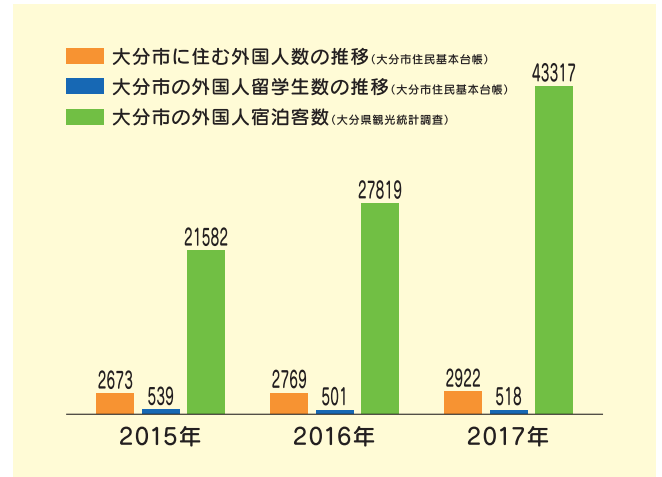
お互いを認め合うことから

日本に住む外国人数は約256万人、外国人留学生数は約27万人、外国人の宿泊客数は約7969万人です。大分市に住む外国人数は3,144人、外国人留学生数は518人、外国人の宿泊客の数は43,317人です。(いずれも2017年の数値)特に、大分市の外国人の宿泊客数は2年で倍増しています。そういった中、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案」が国会で可決され、2019(平成31)年4月1日より施行されます。今まで以上に外国人と接する機会が増えてくることが考えられます。

このような状況の中、言葉や文化の違いから外国人がアパートの入居を断られたり、飲食店や公衆浴場での入店や入場を断られたりするなど、人権に関わる問題も発生しています。さらに、言葉が通じないことにより、コミュニケーションがとれず、地域社会になじめないなどの問題も起こっています。

大分市においては、「大分国際車いすマラソン」などのスポーツや文化のイベントが行われています。その中でも、2019年にはラグビーワールドカップが日本で開催され、大分も会場になって

います。このようなイベントをきっかけとして、日本の文化を相手に押し付けるのではなく、外国の文化や習慣などを理解して、共に生きる社会をつくっていくことが大切です。



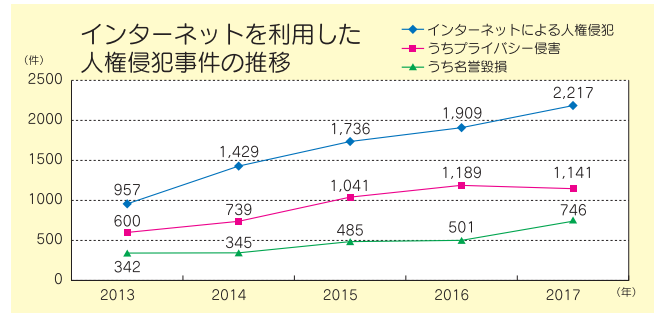
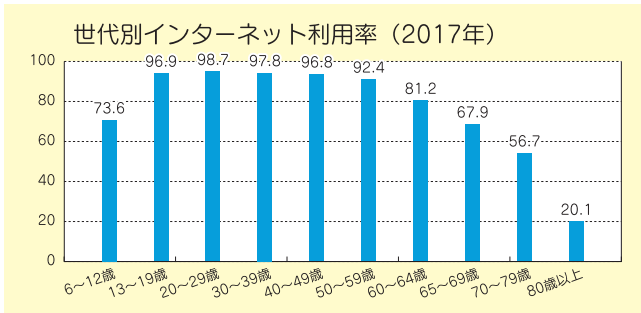
「見えない言葉」 大分市人権フォトコンテストの作品

ヘイトスピーチ

一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥するような人種差別的なヘイトスピーチ(憎悪表現)が社会的な問題として注目され、テレビや新聞等で大きく報道されています。エスカレートしたヘイトスピーチは、「死ね」「殺せ」と連呼するものや、子どもたちに向かって「日本からたたき出せ」「スパイの子ども」などと拡声器で連呼するものまであり、こうした街宣活動は、周囲や関係者に不安感や嫌悪感を与えました。特に、2009年～10年に京都市の学校周辺で行われたヘイトスピーチについては、日本も批准している「人種差別撤廃条約で禁じる人種差別に当たる」とした京都地裁の判決が、2014(平成26)年12月に確定しました。ヘイトスピーチの違法性を認める判決が最高裁で確定したのは初めてのことで

また、2014(平成26)年8月に国連人種差別撤廃委員会から日本政府に対してヘイトスピーチの根本的原因の解明、外国人に対する偏見をなくすための取組に努めるよう勧告が出されました。そして、2016(平成28)年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が制定されました。これにより、川崎市でヘイトスピーチを繰り返す団体等のデモが規制されることになりました。一方、選挙活動を利用したヘイトスピーチが行われるなど、注視が必要です。一人ひとりの人権が尊重される豊かで安心できる成熟した社会の実現のために、考えて行動していくことがわたしたちにも求められています。

個人情報大切に - インターネットによる人権侵害 -



インターネットによる電子メールやホームページ、電子掲示板などは、情報発信が技術的・心理的に容易にできるといった面があり、さらに、匿名性が高く、人の表情が見えないために表現が過激になりがちです。例えば、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の個人や集団にとって有害な情報の掲載、少年被疑者の実名・顔写真の掲載など、人権にかかわる問題が発生しています。

また、一旦インターネット上に掲載された情報は、次から次へと容易に転載されるために、問題が大きくなる場合もあります。情報化が進み、あらゆる情報が電子データにされていますが、「部落地名総鑑」のような差別的な図書もデータ化され、瞬時にばらまかれる危険性もあるのです。

最近では、スマートフォンや携帯電話を所持する子どもが増えており、「使いすぎ」や「無料通話アプリによるいじめ」などが問題となっています。

そんなつもりじゃ・・・?

何気ない書き込みなどが意図せず広まり、誰かを傷つけ、時には加害者になるかもしれません。一時的な感情やストレス発散のために書き込んでしまった言葉は、後悔しても取り消せないのです。言葉はインターネット上と心の中に残り続けます。たとえ書き込みは削除できたとしても、広まった言葉と誰かを傷つけた事実が、被害者だけでなく加害者も一生苦しめることになるのです。



スマホの向こうにも人がいる

相手を傷つけないためにも、自分自身を守るためにも、情報を発信する前には「その情報に責任がもてるのか」「その情報を見た人がどう感じるのか」を考えることが大切です。さらに、インターネット社会は現実社会とつながっているという認識を持つとともに、パソコンや携帯電話の向こうにも相手がいることを想像することが必要です。

心豊かな生活につなげるには

すべての人の生活を明るく心豊かなものにするために、インターネットとの関わり方を見つめなおし、本当の意味での快適な情報化社会を築くことが今わたしたちに求められています。

性のあり方を考える – 性的少数者の人権問題 –

心の性と体の性が一致しない、性同一性障がいとみられる児童や生徒は、全国で少なくとも600人以上いることが明らかになっています。(文部科学省が2014(平成26)年に学校を対象とした実態調査結果から)この数は氷山の一角にすぎないと考えられていますが、社会での認知度が高まる中、悩みや不安を抱える子どもたちの姿も見えてくるようになりました。性同一性障がいについて理解を深めるとともに、不安を抱えた子どもに寄り添い、子どもたちが「自分らしく」生きられるように支援をしていくことがわたしたちに求められています。

性のあり方について社会的には少数派となる人たちのことを「性的少数者」といいます。性的少数者の総称の一つとして「LGBT」があります。それらは、一般的に次のことを指しています。

L:女性の同性愛者(レズビアン) B:両性愛者(バイセクシャル)
G:男性の同性愛者(ゲイ) T:こころの性とからだの性の不一致(トランスジェンダー)
法務省HP「性の多様性について考える」から

性的少数者の人権を保障するために個別の支援は当然必要です。しかし、刷り込まれた偏見や決めつけのために当事者が好奇の目で見られたり、からかわれたりすることから、周囲に打ち明けられない現実もあります。

「SOGI」という考え方

「SOGI」とは、Sexual Orientation(性的指向)、Gender Identity(性自認)の頭文字を取った総称です。2006(平成18)年以降、国際連合の諸機関で広く用いられている概念です。2016(平成28)年の文部科学省が出した文書の中でもこの表現について記されています。

性的指向とは... 「好きになる性」と呼ばれることもある。人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念。
性自認とは... 「心の性」と呼ばれることもある。自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)を自分の感覚として持っているかを示す概念。

「SOGI」は好きになる性(性的指向)や心の性(性自認)という誰にでもある構成要素に着目することで、自分には関係のない話ではなく、誰もが当事者(自分自身の問題)と捉えやすくなり、性の多様性を認め合うことにおいて重要な概念と言えます。

性のあり方を「自分とは違う人たちのこと」と一部の人の問題にするのではなく、「自分の生き方を考える」姿勢で多くの人が性的指向や性自認の多様性について正しく理解し、互いを認め合うことができるようになることが重要です。

Aさん、Bさんどちらの言葉かけを選びますか？



女性の恋人は「彼氏」、男性の恋人は「彼女」と想定されがちですが、異性を好きになる人だけでなく、同性や両性を好きになる人もいます。恋愛対象は異性だけとは限りません。Bさんのような声かけを考えると、多様性を認め合うことは始まるのではないのでしょうか。

「貧困の連鎖」を断ち切る — 子どもの貧困の問題 —

近年、子どもの貧困については、日本における重要な課題であるとされています。厚生労働省が2015(平成27)年に行った調査では、7人に1人が、そして一人親世帯の半数以上が貧困という結果でした。貧困は、経済的困難から衣食住が不十分となるだけではありません。親の子どもに接する時間の減少をもたらし、子どもの自己肯定感の低下や孤立感、不安感の深まりを生むと言われていいます。さらに、このことが学力の低下、不利な進学や就職につながり、結果的に低所得に陥るといふ「貧困の連鎖」を引き起こすとも指摘されています。

国は、「日本の将来を担う子どもたちは国の宝。貧困の責任は子どもたちにはない。貧困が連鎖することがないように、必要な環境整備と教育の機会均等を図る貧困対策は極めて重要」と位置付け、2014(平成26)年施行の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき取組を推進しています。

わたしたちのすぐ隣に貧困の現実があります。子どもは親を選ぶことができません。親の貧困が子どもの将来の貧困につながるのであれば大きな問題です。「責任は親にある」との声を聞くことができますが、その親も親から貧困を受け継いでいる可能性があるのです。貧困を当事者だけの責任とするのではなく、一人ひとりの問題として考え行動していくことが、「子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されない」社会の実現に欠かせないのです。



「守るということ」 大分市人権フォトコンテストの作品

会いたい!ただ一つのねがい — 拉致問題 —

拉致問題とは

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりました。これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は1991(平成3)年以来、北朝鮮に対して拉致問題を提起してきました。北朝鮮は、頑なに否定し続けていましたが、2002(平成14)年9月の日朝首脳会談において、初めて日本人の拉致を認め、謝罪しました。そして、同年10月、5名の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者について、北朝鮮当局は、いまだ問題の解決に向けた具体的行動をとっていません。

政府は、2010(平成22)年までに17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定していますが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識のもと、調査を進めています。北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。

拉致問題の解決に向けて

国際連合においては、毎年我が国が提出している北朝鮮人権状況決議が採択され、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求しています。さらに、2006(平成18)年には「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定しました。また、拉致問題についての認識を深めるため、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めています。拉致問題の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められています。

ある日突然連れ去られ、今も救出を待ち続けている…。それが、自分や自分の家族だったら…。わたしたちには、被害者や被害者の家族の立場に立って、考え行動することが求められているのではないのでしょうか。

Ⅳ 人権が守られる社会へ

世界や国の動き

わたしたちが、お互いに人間らしく幸せに暮らしていくには、一人ひとりの自由と平等が保障されなければなりません。人種や性別、出身地などにより、差別したり、されたりしてはならないことは、言うまでもありません。

1948(昭和23年)12月10日、国連総会で「世界人権宣言」が採択されました。この第1条では、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である」とうたわれています。その人権尊重の精神は国際的な人権基準として世界各国に広まっていきました。

日本では世界人権宣言が採択された日を最終日とする12月4日～10日を人権週間としています。

「世界人権宣言」1948年12月10日採択(要約版)

- | | |
|-----------------------------------------|---------------------------------------|
| 第1条 平等の権利 | 第18条 自由に考えたり、信じたい宗教を自由に選べる権利 |
| 第2条 差別されない権利 | 第19条 意見を言葉や文字などであらわしたり、情報を受け取る権利 |
| 第3条 自由に安心して生きる権利 | 第20条 平和的な集まりに参加したり、仲間と団体を作る権利 |
| 第4条 奴隷にされない権利 | 第21条 政治や選挙に参加する権利 |
| 第5条 苦痛を与えられたり、人間らしくないひどい扱いをされない権利 | 第22条 人間らしく生きることができよう保障を受ける権利 |
| 第6条 いつでもひとりの人間として認められる権利 | 第23条 仕事を自由に選んで働いて給料を得、労働組合に入る権利 |
| 第7条 法律で平等に扱われる権利 | 第24条 休暇をとったり、余暇を楽しめる権利 |
| 第8条 裁判で守られる権利 | 第25条 人間らしい生活をするのに必要な一切のものを持つ権利 |
| 第9条 理由なく捕まえられたり、国から追い出されない権利 | 第26条 学校に通い、ただで義務教育を受ける権利 |
| 第10条 公正な裁判を受ける権利 | 第27条 社会の文化的生活に参加する権利 |
| 第11条 裁判が有罪であることが証明されるまでは、無罪であるとみなされる権利 | 第28条 権利や自由を受けられるための秩序を得る権利 |
| 第12条 私生活の自由が守られる権利 | 第29条 お互いに人間らしさを発展させることができるような社会に対する義務 |
| 第13条 住む場所を自由に選べる権利 | 第30条 様々な権利や自由を国や個人から無効にされない権利 |
| 第14条 自分の国でひどい扱いを受けるとき、他の国に守ってくれるように頼む権利 | |
| 第15条 ひとつの国の国民となる権利 | |
| 第16条 結婚して家庭を持つ権利 | |
| 第17条 家や土地その他のものを自分のものとして持つ権利 | |

人種差別撤廃条約の締結

1995(平成7)年12月、日本は「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約」を批准しました。この条約が対象とする差別は、狭義の人種差別だけでなく、部落差別、アイヌの人々に対する差別、在日韓国人・朝鮮人をはじめとした民族差別なども含まれています。

日本政府に対する勧告

国連の人権理事会により、約4年に一度、国連加盟国(193カ国)が互いの国の人権状況を審査しあいます。2017(平成29)年の審査は、日本にとって3回目の審査となり、

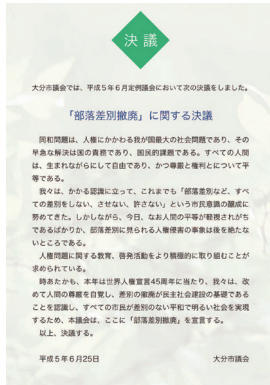
- 国内に人権機関(人権委員会)を設置すること
 - 人種、国籍、性的指向等に基づく差別について禁止法を制定すること
 - 福島原発事故による自主避難者に対する生活支援や医療上の支援をすること
 - ジェンダー間の賃金格差を解消するための努力を強化すること
 - 体罰の禁止を含め、児童に対する暴力に対抗するための努力を進めること
- など多岐にわたり、106カ国から合計217の勧告が出されました。

大分市の人権・同和教育の取組①

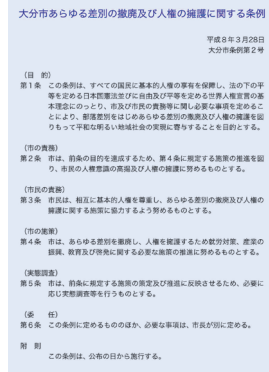
—差別のない明るい大分市をめざして—

- 1993(平成5)年6月の定例会議で「部落差別撤廃」に関する決議が採択されました。
- 1996(平成8)年3月の定例会議で「大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例」が制定されました。
- 2004(平成16)年12月に「大分市人権教育・啓発基本計画」を策定し、2017(平成29)年3月に同計画を改定しました。
- 2018(平成30)年4月に大分市は「部落差別の解消の推進に関する基本方針」を、大分市教育委員会は「部落差別解消のための大分市人権・同和教育基本方針」を策定しました。

大分市「部落差別撤廃」に関する決議



「大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例」



大分市人権教育・啓発基本計画 (改定版)



①学校教育の取組

同和教育をはじめとするあらゆる人権問題の解決には、教育が大きな役割もっています。教育は、人間が人間を大切に作る営みでなければなりません。すなわち、差別を正しく認識し、社会の中に根強く残っている部落差別を中心としたすべての不合理な差別の解消を図る、意欲と実践力をもった人間を育成することが目的です。

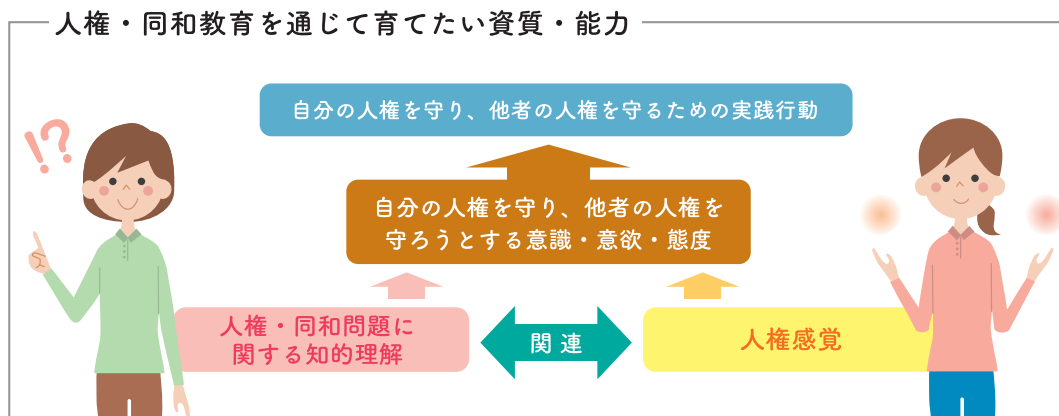
このような学校における人権・同和教育は、昭和50年代に始まりました。1965(昭和40)年に出された同和对策審議会答申で、教育の重要性が指摘され、同和教育推進教員が配置されたのが日本の人権・同和教育の始まりです。

大分市の人権・同和教育は、同和教育推進教員が中心となり、言われなき差別に苦しむ子どもたちの問題を解決しようとした同和教育が礎と

なり、現在に至っているのです。

今、学校においては、「協力」「参加」「体験」を指導方法の基本原理とし、人権に関する知的理解を図る学習や人権感覚を育む学習を重ねることをとおして、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが具体的な態度や行動に現われるような子どもの育成をめざしています。

12月の人権週間では、全校での人権集会、人権をテーマにした講演会などが行われています。さらに、PTAと連携し、身近な暮らしの中の人権、家庭における人権等、日常生活に存在する様々な人権問題について考える中で、差別の不合理さに気づき、自分と人権問題との関わりを正しく理解するための学習を進めています。



②社会教育の取組

思いやりとやさしさのある地域社会の実現をめざし、「おおいた人権フェスティバル」を開催しています。年間を通じ、「差別をなくす市民啓発講演会」「お楽しみ映画上映会」「商業施設での啓発活動」など子どもから高齢者まで多くの市民が参加できるような内容で実施しています。

また、大分市内にある13の地区公民館と35の校区公民館、567の自治公民館が中心となり、暮らしの中の人権講座、映画・ビデオ上映会、パネル展示、人権・同和問題専門講座、人権標語など地域の実情に応じて、人権・同和教育の推進が図られています。（※公民館の数は2018年11月末現在）



おおいた人権フェスティバル



人権週間の取組



人権講演会

③各地区人権教育(尊重)推進協議会の取組

2010(平成22)年度をもって、市内全域に13の地区人権教育(尊重)推進協議会が整備されました。この協議会は、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題を解決するために、人権尊重の精神を暮らしの中に生かしていく行動力を身につけた地域住民の育成に努め、明るく住みよい地域づくりを目的として設立されたものです。

それぞれの地域において、実情に応じて、講演会や、自治会をはじめとする団体ごとに少人数に

よる地区懇談会などを実施したり、人権標語の募集・掲示などの啓発活動に取り組んだりしています。



地区懇談会



夏祭りでの啓発活動



人権啓発パレード

④大分市人権・同和教育推進連絡協議会の取組

大分市人権・同和教育推進連絡協議会は、「部落差別をなくし、憲法に定められた基本的人権を確立し、人権・同和教育を積極的に推進すること」を目的として、1978(昭和53)年1月「大分市同和教育推進連絡協議会」として、「社会教育部会」と「学校教育部会」の2部会でスタートしました。

その後「行政部会」を設置し3部会となり2001(平成13)年度に「企業部会」を設置し4部会となりました。2002(平成14)年5月に「大分市人権・同和教育推進連絡協議会」に改称、同年「地域部会」を設置し5部会となりましたが、2007(平成19)年度に「行政部会」を「社会教育部会」に包含し、現在の4部会となりました。

大分市の人権・同和教育の取組②

人権啓発センター「ヒューレおおいた」

2013(平成25)年7月、ホルトホール大分内に、人権啓発センター(愛称:ヒューレおおいた)がオープンしました。この人権啓発センターは、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けた人権教育・啓発を推進し、また人権に関する市民の交流を図るための施設です。

※愛称「ヒューレおおいた」…人権啓発の英語表記「human rights enlightenment(ヒューマンライツ エンライトメント)」の頭文字「hu」「r」「e」をとって「ヒューレおおいた」としています。

施設について 人権・同和問題に関する相談や学習のための設備があります

【展示コーナー】

大分市の人権に関する取組や基本計画に掲げる重要課題の現状や課題等を紹介する「常設展示コーナー」や、様々な人権問題について学習する「特別展示コーナー」を設置しています。



【図書・DVD等閲覧コーナー】

人権に関する図書やDVDなどを閲覧できます。また貸し出しも行います。貸し出しは、一度に3冊、DVDは2枚まで、15日以内の期間でできます。

※貸し出しには登録が必要です。



【ミーティングルーム】

人権・同和問題の学習や研修ができます。



【啓発モニター】

65インチのモニターで人権啓発DVDなどを上映しています。



事業について

人権啓発、教育に係る様々な事業を行っています

【講座・講演会】

地域や企業等において人権啓発に取り組むリーダーを対象とした「にんげんセミナー」、中学生・高校生を対象とした「にんげん劇」(演劇等)を開催しています。



にんげんセミナー



にんげん劇

【相談(相談室)】

人権に関する総合案内的な窓口として、面談等による人権相談に応じています。

※第1水曜日(午前10時～正午、午後1時～午後3時)は人権擁護委員による相談も実施しています。



【学校・団体の受け入れ】

各種団体、学校等の人権・同和教育を支援するため、DVD等を活用した研修や小中学校児童・生徒対象の体験活動や講話を行っています。



妊婦擬似体験



高齢者擬似体験



人権パネル学習

人権体験学習

- ぼくはこの体験を通し、高齢者の大変さがわかりました。ぼくたちがふだん何気なく使っている物などは、年をとると使いづらいものもあることわかりました。そして、困っている人を見かけたら、助けてあげようと思いました。(小学生)〈高齢者擬似体験〉
- 体験をして、妊婦さんは移動をする時が、大変だなあと感じました。物を拾うときや立ち上がる時が一番大変でした。高齢者や妊婦さんが重い荷物を持っていたら、手伝おうと思いました。あと周りの人にも差別をせず、やさしくしようと思いました。(小学生)〈妊婦擬似体験〉
- 思い込みが差別につながっていき、人を傷つける原因になることを学習しました。それをなくすためには、一つのことを様々な立場から考えてみるのが大切だと思いました。(中学生)



バリアフリー施設見学

人権啓発センター「ヒューレおおいた」

〒870-0839 大分市金池南1丁目5番1号「J:COM ホルトホール大分」1階
TEL 097-576-7593 FAX 097-544-5708

○ 開館時間 午前9時～午後6時
○ 休館日 毎月第2・第4月曜日
(ただし、その日が祝日の場合は翌日以降の平日)
年末年始(12月28日～1月3日)

太陽のめぐみ

やわらかな早春の
太陽が山を照らし
野に輝き海にきらめく
この温もりが大地に眠る
花々に息吹をあたえ
木々の葉を繁らせ
もろ人の心にやすらぎを
感じさせてくれる
耳をすませば聴えてくる
賑やかな春の足音
この大自然の中に生かされ
万物の靈長として誇る
人間の心の中になぜ
差別が芽吹くのであろう

瞳をあげて果しない青空を
仰いで欲しい
人を差別する愚かな
心に気づいて欲しい
それは人間だから

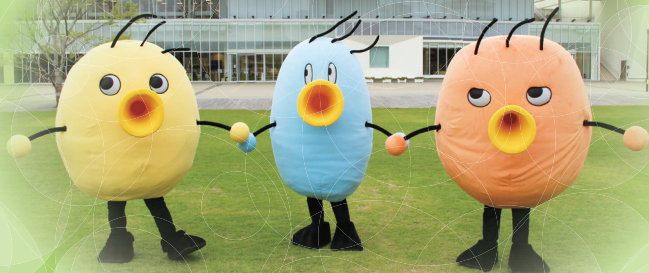
江口いと 作

【江口いとさん プロフィール】

1912年、漁村の被差別部落に生まれ、20歳で結婚。戦争で夫を失い、二人の子どもを育て、息子や孫への3代にわたる差別を経験した。

自分の余生を部落差別の解消のために尽くしたいと念じ、各地の講演会では、自分や自分のまわりに起こった差別についてその忌まわしさと怒りを話すとともに、詩歌集「荊を越えて」、江口いと人権の詩「人の値打ち」を出版するなど、2009年、96年のその生涯を終えるまで精力的に活動し続けた。

大分市人権イメージキャラクター キズナーズ



キッピー

ズータン

ナビー

読み終わってどう感じましたか。

この資料では部落差別をはじめとする様々な差別から起こる問題を取り上げています。しかし、ここにあるものがすべてではありません。「本人に責任のないこと」や「本人の努力では変えようのないこと」により、辛い思いをしている人はいないか、わたしたちの周りを見つめ直してみませんか。「あれっ?」と感じた時には、いつでもこの冊子を見直してください。

大分市教育委員会 教育部 人権・同和教育課

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

発行：大分市教育委員会 発行年月日：2019(平成31)年3月31日